

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)」第43条の3の24第1項の規定に基づき、東通原子力発電所発電用原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)又は発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 東通原子力発電所(以下「発電所」という。)における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。 2. 原子力・立地本部長及び内部監査室長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようするため、「法令等の遵守に係る活動基本マニュアル」を定め、これに基づき次の事項を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。 (2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。 (3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令 	<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)」第22条第1項の規定に基づき、再処理事業所 MOX 燃料加工施設(以下「加工施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規定は、加工施設の保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員(以下「社員等」という。)は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 燃料製造事業部長(以下「事業部長」という。)は、第1項以外の者に加工施設において加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>なお、この規定において本項の者を「請負事業者等」という。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)</p> <p>第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令および保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第2章に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</p> <p>2 各職位(この規定において「各職位」とは、第6条に示すに示す組織における課長以上の者をいう。)は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)」第43条の20第1項の規定に基づき、リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設(以下「使用済燃料貯蔵施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 使用済燃料貯蔵施設の保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 リサイクル燃料備蓄センター(以下「センター」という。)のセンター員は、センターにおいて使用済燃料貯蔵の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 リサイクル燃料備蓄センター長(以下「センター長」という。)は、第1項以外の者に使用済燃料貯蔵施設において使用済燃料貯蔵の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>なお、この規定において本項の者を「請負事業者等」という。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)</p> <p>第4条 社長は、第2条に係る保安に係る運用を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2 企画総務部長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようするため、「法令等の遵守に係る活動マニュアル」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。 (2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を 	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。</p>		<p>定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>3 第6条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。</p>	
			<p>【第2章におけるMOX加工施設との差異理由】</p> <p>①施設の違いによる差異 (使用済燃料貯蔵施設(又はセンター)と加工施設)</p> <p>②組織の違いによる差異</p> <p>③適用する法令の違いによる差異</p> <p>④規則の呼び方の違いによる差異 (当社は「品管規則」、原燃は「品質管理基準規則」)</p> <p>⑤規則解釈の記載取り入れ箇所の違いによる差異 (当社は親会社(東電)同様に、規則解釈において「～を含む」としている箇所を取り入れており、原燃は加えて「～という」としている箇所も取り入れている)</p> <p>⑥当社は具体的なマニュアル名を記載している箇所があることによる差異</p> <p>⑦当社は当該規定に関連する他の規定箇所を参照していることによる差異(例:記録を作成する箇所は(4.2.4参照)と記載している(親会社(東電)同様))</p> <p>⑧その他(表現の違いなど)</p> <p>⑨各社独自の事項</p> <p>⑩当社のみ解釈を取り入れていることによる差異</p>
<p>第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条</p> <p>第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準</p>	<p>第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1. 目的 <u>本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準</u></p>	<p>第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1. 目的 <u>本品質マネジメントシステム計画は、リサイクル燃料貯蔵株式会社が、センターの安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準</u></p>	①

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き品質管理基準規則の定義に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会：国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第107条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。</p>	<p>規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。</p> <p>(1) <u>加工施設</u> <u>法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。</u></p> <p>(2) <u>ニューシア</u> <u>原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</u></p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 第6条に定める組織（以下「組織」という。）は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。<u>（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効</u></p>	<p>規則及び同規則の解釈（以下「品管規則」という。）に基づき、使用済燃料貯蔵施設の保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、センターの保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下を除き品管規則の定義に従う。</p> <p>(1) <u>使用済燃料貯蔵施設</u> <u>原子炉等炉規制法第43条の4第2項第2号に規定する使用済燃料貯蔵施設をいう。</u></p> <p>(2) <u>リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議</u> <u>使用済燃料貯蔵施設の計画を進め、合理的な施設にするとともに、事業開始後の円滑な事業運営を図るために、東京電力ホールディングス（株）と日本原子力発電（株）との間で情報を共有し、必要な技術協力をを行う会議のことをいう（以下、本条及び第21条において同じ。）。</u></p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 第6条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p>	<p>④</p> <p>①</p> <p>③</p> <p>⑨</p> <p>⑤</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、以下の事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度 b) 原子炉施設の品質又は業務に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 <p>(3) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>(4) 組織は、原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき各基本マニュアル等に明記する（7.2.1 参照）。</p> <p>(5) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。 b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図1のとおりとする。 c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもの実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標（以下「PI(Performance Indicator)」という。）、並びに判断基準及び方法を明確にする。このPIには、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るもの）を除く。）を含める。 d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。これには、責任及び権限の明確化を含める。 e) これらのプロセスの運用状況を監視し、適用可能 	<p>果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。） c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。） <p>(3) 組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロ</p>	<p>(2) 組織は、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項」に基づき、使用済燃料貯蔵施設のグレード分けを行い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 使用済燃料貯蔵施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b) 使用済燃料貯蔵施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 <p>(3) 組織は、使用済燃料貯蔵施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を「7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項」にて明確に認識し、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき品管規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロ</p>	<p>①</p> <p>①</p> <p>⑤</p> <p>①</p> <p>⑧</p> <p>⑥</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画の目的を達成するため、かつ、実効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）をとる。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</p> <p>h) 原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(6) 組織は、安全文化として目指している状態を含め「健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル」を定めるとともに、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(7) 組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項（法令・規制要求事項を含む。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することを決めた場合には、当該プロセスの管理を確実にする。</p>	<p>セスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。</p> <p>b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図5-1に示す。</p> <p>c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るもの）を除く。）を含む。）</p> <p>d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得るために、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）</p> <p>g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようになる」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。</p>	<p>セスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。</p> <p>b) プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図5-1に明確に示す。</p> <p>c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るもの）を除く。）を含む。</p> <p>d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されること。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これには、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p>	<p>⑧</p> <p>⑧</p> <p>⑧</p> <p>⑧</p> <p>⑧</p> <p>⑧</p> <p>⑧</p> <p>⑧</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
	<p>a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b) 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e) 要員が、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、<u>「7.4 調達」</u>に従って当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	⑦
4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項	4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文	4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考																																								
<p>を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標 b) 原子力品質保証規程 c) 品質管理基準規則が要求する“手順書等”である以下の文書及び記録</p> <table border="1" data-bbox="158 673 841 1268"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th><th>原子力品質保証規程の関連条項</th><th>名 称</th><th>管理箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2. 2</td><td>4.2, 7.2.2</td><td>文書及び記録管理基本マニュアル</td><td>原子力安全・統括部</td></tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5. 1</td><td>8.2.2, 8.5.1</td><td>原子力品質監査基本マニュアル</td><td>内部監査室</td></tr> <tr> <td>8.3, 8.5. 1, 8.5.2, 8.5. 3</td><td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td><td>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル</td><td>原子力安全・統括部</td></tr> </tbody> </table> <p>d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録</p> <p>①以下の文書</p> <table border="1" data-bbox="158 1493 841 2077"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th><th>原子力品質保証規程の関連条項</th><th>名 称</th><th>管理箇所</th><th>第3条以外の関連条文</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td><td>5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td><td>セルフアセスメント実施基本マニュアル</td><td>原子力安全・統括部</td><td>第17条の3, 第17条の4</td></tr> <tr> <td>5.4.2</td><td>5.4.2</td><td>原子力リスク管理基本マニュアル</td><td>原子力安全・統括部</td><td>—</td></tr> <tr> <td>5.4.2, 7.1</td><td>5.4.2, 7.1</td><td>変更管理基本マニュアル</td><td>原子力安全・統括部</td><td>—</td></tr> <tr> <td>5.5.4</td><td>5.5.4</td><td>保安管理基本マニュアル</td><td>原子力運営管理部</td><td>第6条～第9条の3, 第17条の7</td></tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	管理箇所	4.2, 7.2. 2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5. 1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室	8.3, 8.5. 1, 8.5.2, 8.5. 3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル	原子力安全・統括部	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の関連条文	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	第17条の3, 第17条の4	5.4.2	5.4.2	原子力リスク管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	—	5.4.2, 7.1	5.4.2, 7.1	変更管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	—	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～第9条の3, 第17条の7	<p>文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図5-2に示す。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標 b) 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」</p> <p>c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表5-1に示す文書</p> <p>d) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表5-2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <h4>4.2.2 品質マニュアル</h4> <p>社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 c) 品質マネジメントシステムの適用範囲 d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 e) プロセスの相互の関係</p> <h4>4.2.3 文書の管理</h4> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書お</p> <p>書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図5-2に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標 b) 品質マニュアル ① 本品質マネジメントシステム計画 ② 原子力品質保証規程 c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表5-1に示す文書 d) 品管規則が要求する「表5-2に示す文書（手順書）、指示書、図面等」（以下「手順書等」という。）</p> <h4>4.2.2 品質マニュアル</h4> <p>組織は、品質マニュアルである「原子力品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 c) 品質マネジメントシステムの適用範囲 d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 e) プロセスの相互の関係</p> <h4>4.2.3 文書の管理</h4> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を、以下の事項を含め、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき管理する。 a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 (2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠</p>	<p>⑧</p> <p>⑧</p> <p>⑧</p> <p>⑥</p> <p>⑧</p>
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	管理箇所																																								
4.2, 7.2. 2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部																																								
8.2.2, 8.5. 1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室																																								
8.3, 8.5. 1, 8.5.2, 8.5. 3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル	原子力安全・統括部																																								
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の関連条文																																							
5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	第17条の3, 第17条の4																																							
5.4.2	5.4.2	原子力リスク管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	—																																							
5.4.2, 7.1	5.4.2, 7.1	変更管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	—																																							
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～第9条の3, 第17条の7																																							

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】					MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施 基本マニュアル	原子力安全・ 統括部	-	より記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。） a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a) と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。） c. <u>a. 及び b. の審査並びに b. の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</u> （「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。） d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できること。 e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようすること。 g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	等の情報が確認できることを含む。） よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。 a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認「a) と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。」すること。 c) <u>品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</u> d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できること。 e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようすること。 g) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	⑥
6.2	6.2	教育及び訓練 基本マニュアル	原子力人財育成センター	第17条～第17条の5、第17条の7、第17条の8、第118条～第120条	4.2.4 記録の管理 (1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 (2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。	4.2.4 記録の管理 (1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 (2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。	⑧
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本 マニュアル	原子力運営管理部	第7条、第11条の2、第12条～第78条、第84条、第88条、第95条、第96条、第108条～第117条、第120条、第121条			⑤
第3条	原子力	名 称	管理箇	第3条以外の			

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】				MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
の 関連条 項	品質 保証規 程の 関連条 項	所	関連条文			
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理 基本マニ ュアル 放射性廃 棄物管理 基本マニ ュアル 放射線管 理基本マ ニュアル 施設管理 基本マニ ュアル	原子力 運営管 理部 原子力 運営管 理部 原子力 運営管 理部 原子力 運営管 理部	第19条～第23 条, 第25条～第27 条, 第55条, 第 56条, 第69条, 第72条, 第79条～第86 条, 第104条, 第 105条, 第120条 第17条の7, 第88 条, 第88条の2, 第89条, 第90条, 第120条, 第121 条 第17条の7, 第79 条, 第86条, 第 88条, 第88条の 3, 第90条, 第93条～第106 条, 第118条～第121 条 第17条～第17条 の4, 第91条, 第 103条, 第107条 ～第107条の6, 第120条		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7 .5	法令等の 遵守に係 る活動基 本マニュ アル	原子力 安全・統 括部	第2条の2		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	健全な安 全文化の 育成及び 維持に係 る基本マ ニュアル	原子力 安全・統 括部	—		
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コ ミュニケー ション基 本マニュ アル	原子力 運営管 理部	—		

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】					MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 (2020.7.28 申請版)	備考
7.3	7.3	設計管理 基本マニュアル	原子力 設備管 理部	第17条の2～第 17条の4, 第107 条の2			
7.4	7.4	調達管理 基本マニュアル	原子力 設備管 理部	第17条			
		原子燃料 調達基本 マニュアル	原子燃 料サイ クル部	—			
第3条の 関連条項	原子力品 質 保証規程 の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文			
8.2.4	8.2.4	使用前事業 者検査等及 び自主検査 等基本マニ ュアル	原子力運営 管理部	第19条, 第21条, 第 22条, 第24条, 第27 条, 第30条, 第32条, 第39条, 第42条～第 44条, 第47条, 第49 条～第53条, 第57条, 第59条, 第62条, 第 66条, 第79条, 第81 条, 第84条, 第86条, 第88条, 第104条, 第 105条, 第107条, 第107 条の4, 第107条の5, 第120条			
		運転管理基 本マニュアル	原子力運営 管理部	第21条, 第24条, 第 27条, 第39条, 第51 条～第53条, 第58条～ 第61条, 第66条, 第 67条, 第84条, 第120 条			
②発電所品質保証計画書 ③要領、要項、手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録							

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>(1) 組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。</p> <p>(2) 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 c) 品質マネジメントシステムの適用範囲 d) 品質マネジメントシステムについて確立された“手順書等”又はそれらを参照できる情報 e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係 <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書を、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。これには次の事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 4.2.1 c) 及び d) ①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持 また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従つて管理する。 (2) 組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書を利用できるよう、次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。 <ul style="list-style-type: none"> a) 発行前に、文書の妥当性をレビューし、承認する。 b) 文書の改訂の必要性についてレビューする。また、改訂に当たっては、a) と同様にその妥当性をレビューし、承認する。 c) a) 及び b) のレビューを行う際には、その対象と 			

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 (2020.7.28 申請版)	備考
<p>なる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</p> <p>d) 文書の変更の識別及び最新の改訂状況の識別を確實にする。</p> <p>e) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用しやすい状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に内容を把握することができるようとする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のため組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを保持する場合には、その目的にかかわらず、これを識別し管理する。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。</p> <p>(2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握することができるとともに、識別可能かつ検索可能なように作成する。</p> <p>(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</p>			
<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証する。</p> <p>a) 品質方針を設定する。</p> <p>b) 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内</p>	<p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>a) 品質方針を定めること。</p> <p>b) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。<u>(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)</u></p> <p>d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施する</p>	<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証する。</p> <p>a) 品質方針を定めること。</p> <p>b) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>d) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施す</p>	⑤

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>に周知する。</p> <p>g) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</p> <p>h) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようとする。</p> <p>5.2 原子力安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し（7.2.1 及び 8.2.1 参照）、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。）について、次の事項を確実にする。 なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</p> <p>a) 組織の目的及び状況に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) b) 参照）が設定されることを確実にする。</p>	<p>こと。</p> <p>e. 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行なわれるようすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針 <u>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）</u>が次に掲げる事項に適合しているようとする。</p> <p>a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）</p> <p>b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>d. 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定</p>	<p>ること。</p> <p>e) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針 <u>社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的、及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようとする。</u></p> <p>a) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>c) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>d) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、部門において、品質目標（個別業務等要</p>	<p>⑧</p> <p>⑥</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法 <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p>	<p>められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）</p>	<p>求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。</p> <p>これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法 <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p>	<p>⑧</p> <p>⑧</p>
<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。）を含める。</p> <p>品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。） b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持 	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。（「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。） b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c. 資源の利用可能性 	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが、4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。） b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c) 資源の利用可能性 	<p>⑧</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割り当て</p> <p>(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任（担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。）及び権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）及び第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定められ、また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、内部監査室長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。</p> <p>(2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。</p> <p>b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 内部監査プロセスを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</p> <p>(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限</p>	<p>d. 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>(1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）</p> <p>(2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任をもって業務を遂行できることを確実にする。</p> <p>(3) <u>社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。</u></p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p><u>社長は、第6条第2項(2)、(3)、(5)及び(6)に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上すること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p>	<p>d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、部門及び要員の責任（担当業務に応じて組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任をもって業務を遂行できることを確実にする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) <u>社長は、リサイクル燃料備蓄センター長を品質保証活動（内部監査を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。</u></p> <p>(2) <u>社長は、品質監査部長を内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。</u></p> <p>(3) <u>社長は、品質マネジメントシステム管理者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上すること。</p> <p>d) 関係法令を遵守すること。</p>	<p>⑥</p> <p>②</p> <p>②</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 (2020. 7. 28 申請版)	備考
<p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</p>			

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、第5条に示す管理者（社長及び管理責任者を除く。）に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、実効性を維持する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 業務の実施状況について評価する（5.4.1及び8.2.3参照）。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e) 法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</p> <p>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを發揮し、以下の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視及び測定する。</p> <p>b) 要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取り組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含める。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p>	<p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）</p> <p>a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実行性が維持されているようにすること。</p> <p>b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上すること。</p> <p>c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d) 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。（「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当</p>	<p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。</p> <p>a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上すること。</p> <p>c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと（5.4.1及び8.2.3参照）。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d) 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に使用済燃料貯蔵施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>⑦</p> <p>⑤</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する (4.2.4 参照)。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 内部監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。） c) プロセスの運用状況 d) 使用前事業者検査等及び自主検査等の結果 e) 品質目標の達成状況 f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取り組みの状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。） 	<p><u>該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れ て設定された間隔をいう。)</u></p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 <u>品質マネジメントシステムの運営に必要となる コミュニケーションは以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a. 安全・品質改革委員会 b. 品質・保安会議 c. 燃料製造安全委員会 <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、<u>年1回以上</u>品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 内部監査の結果 b) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。） c) プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム要求事項 JIS Q 9001 (IS09001)」（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。） d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判 	<p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般 (1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、「マネジメントレビュー実施マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、<u>あらかじめ定められた間隔</u>で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 内部監査の結果 b) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。） c) プロセスの運用状況 d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果 	<p>備考</p> <p>②</p> <p>⑥</p> <p>⑧</p> <p>⑤</p> <p>⑤</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>g) 法令・規制要求事項の遵守状況</p> <p>h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>k) 改善のための提案</p> <p>l) 資源の妥当性</p> <p>m) 保安活動の改善のためにとった措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性</p>	<p>定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)</p> <p>e. 品質目標の達成状況</p> <p>f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>g. 関係法令の遵守状況</p> <p>h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>k. 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>l. 資源の妥当性</p> <p>m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)</p>	<p>e) 品質目標の達成状況</p> <p>f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>g) 関係法令の遵守状況</p> <p>h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>k) 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>l) 資源の妥当性</p> <p>m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性</p>	
<p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b) 業務の計画及び実施に係る改善</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のための資源の必要性</p> <p>d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</p> <p>e) 法令・規制要求事項の遵守に関する改善</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供 組織は、原子力安全を確実なものにするために必</p>	<p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)</p> <p>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p>	<p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関する保安活動の改善</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</p> <p>e) 関係法令の遵守に関する改善</p>	⑤

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>必要な人的資源、インフラストラクチャ、作業環境及びその他必要な資源を明確にし、確保し、提供する。</p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般 組織は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含める。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 要員に必要な力量を明確にする。 b) 要員の力量を確保するために、教育・訓練を行うか、又は他の処置（必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。）をとる。 c) 教育・訓練又は他の処置の実効性を評価する。 d) 要員が、原子力安全に対する自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。 <p>6.3 インフラストラクチャ 組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし、提供し、維持する。</p> <p>6.4 作業環境 組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。この作業環境は、作業場所の放射線量を基本</p>	<p>(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6. 資源の管理 6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）を明確にし、それを定めていることをいう。）</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 要員 b) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。） c) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。） d) その他必要な資源 <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。） (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。） c. 教育訓練その他の処置の実効性を評価すること。 d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項 	<p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。 (3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6. 資源の管理 6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 要員 b) 個別業務に必要な施設、設備、及びサービスの体系 c) 作業環境（作業場所の温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。） d) その他必要な資源 <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。） (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を「教育及び訓練マニュアル」に従って行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずること。 c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 d) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項 	<p>⑦</p> <p>⑤</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。	<p>認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p>を認識しているようにすること。</p> <p>① 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>② 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>③ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること <u>(4.2.4 参照)</u>。</p>	⑦
<p>7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、運転管理（緊急時の措置含む。）、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（4.1(2) c) 参照）を考慮する。</p> <p>(2) 業務の計画（計画を変更する場合を含む。）は、品質マネジメントシステムの他のプロセスの要求事項と整合をとる（4.1(5)g) 参照）。</p> <p>(3) 組織は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む業務の計画の策定及び変更に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（5.4.2(2)a)と同じ。）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、使用前事業者検査等及び自主検査等、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4 参照）</p> <p>(4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適したものとする。</p>	<p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。「計画を策定する」には、4.1(2)c) の事項を考慮して計画を策定することを含む。)</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。（「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）</p> <p>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>	<p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する「4.1(2)c) を考慮して計画を策定することを含む。」とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 <u>(4.2.4 参照)</u></p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>	⑧ ⑦

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を「業務の計画」(7.1 参照)において明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 明示されてはいないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項 b) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項 c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。 (2) レビューでは、次の事項を確実にする。 <ul style="list-style-type: none"> a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。 b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。 (3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する (4.2.4 参照)。 (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。 (5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。 	<p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 b. 関係法令 c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項 <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。 b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。 c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書を改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。 	<p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 b) 関係法令 c) a) 及び b) に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項 <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織は、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。 b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。 c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する (4.2.4 参照)。 (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。 	<p>⑥</p> <p>⑦</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報をお伝えする方法 b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法 d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 <p>7.3 設計・開発 組織は、原子炉施設を対象として、「設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発は、設備、施設、ソフトウェアの設計・開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象とする。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（4.1(2)c）の事項を考慮して行うものを含む。) を含める。 (2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。 <ul style="list-style-type: none"> a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 b) 設計・開発の段階 c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制 d) 設計・開発に関する責任（説明責任を含む。）及び権限 e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (3) 組織は、実効的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインターフェースを運営管理する。 (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。 	<p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等 組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法 b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話をを行う適切な方法 c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 <p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。（「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c. を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 	<p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等 組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を「外部コミュニケーションマニュアル」、「広聴マニュアル」、「広報マニュアル」及び「行政・報道対応マニュアル」に明確に定め、これを実施する。これには、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 <p>7.3 設計開発 組織は、使用済燃料貯蔵施設を対象として、「設計管理マニュアル」に基づき、設計開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら使用済燃料貯蔵施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動「4.1(2)c」の事項を考慮して行うものを含む。）とともに、設計開発を管理する。 この設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 	<p>⑥</p> <p>⑧</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4.2.4 参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、承認する。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目</p>	<p>c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a) 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c) 関係法令</p> <p>d) その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c) 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開</p>	<p>c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c) 関係法令</p> <p>d) その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c) 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開</p>	<p>⑦</p>
7.3.4 設計・開発のレビュー	7.3.4 設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー	
(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目	(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開	(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>的として、計画されたとおりに（7.3.1 参照）体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1 参照）、プロセスの次の段階に移行する前に検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる業務・原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1 参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。この妥当性確認は、原子炉施設の設置後でなければ実施することができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、業務の実施及び原子炉施設の使用の前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、</p>	<p>発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。（「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当</p>	<p>発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当</p>	<p>⑦</p> <p>⑦</p> <p>⑧</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>当該の原子炉施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p>	<p>該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようになるとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。<u>また、組織は、火災区域及び火災区画の変更、設備改造等の設計変更を行う場合においては、内部火災影響評価への影響を確認する。評価結果に影響がある場合は、安全上重要な施設の安全機能を損なうことがないことを確認するため、内部火災影響評価の再評価を実施する。</u></p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようになるとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響の評価（当該使用済燃料貯蔵施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p>	<p>⑦</p> <p>⑦</p> <p>⑨</p> <p>⑦</p>
<p>7.4 調達</p> <p>組織は、「調達管理基本マニュアル」及び「原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を明確に定めることを含む。）を定める。この場合、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が原子炉施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評</p>	<p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保</u></p>	<p>7.4 調達</p> <p><u>組織は、「調達管理マニュアル」及び「原子力取引先登録マニュアル」に基づき、調達を実施する。</u></p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合し</u></p>	<p>⑥</p> <p>⑤⑧</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 組織は、適切な調達の実施に必要な事項（調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置に関する方法を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 製品、業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項 b) 要員の力量に関する要求事項 c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d) 不適合の報告（偽造品、不正品等の報告を含む。）及び処理に関する要求事項 e) 健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f) 一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g) その他調達製品に必要な要求事項 <p>(2) 組織は、供給者の工場等で使用前事業者検査等及び自主検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを調達要求事項に含める。</p> <p>(3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p>する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。)</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。） e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g. その他調達物品等に必要な要求事項 <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検</p>	<p>てていることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（使用済燃料貯蔵施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項 e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g) その他調達物品等に必要な要求事項 <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検</p>	<p>⑦</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検証方法を定めて、実施する。</p> <p>(2) 組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を調達要求事項の中で明確にする。</p>	<p>査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	<p>査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	
<p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」(7.1 参照)に基づき、管理された状態で業務を実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 以下の事項を含む原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性 ii. 当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果 <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) プロセスの次の段階に進むことの承認が実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することができない場合、その結果、業務が実施された後でしか不適合その他の事象が顕在化しない場合には、組織</p>	<p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。</p> <p>a. <u>加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</u>(「<u>加工施設の保安のために必要な情報</u>」には、「<u>保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</u>」及び「<u>当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</u>」を含む。)</p> <p>b. 手順等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p>	<p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。</p> <p>a) <u>使用済燃料貯蔵施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にあること。</u></p> <p>① <u>保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</u></p> <p>② <u>当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</u></p> <p>b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>e) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p>	<p>①</p> <p>⑧</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せるこを実証する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 b) 設備の承認及び要員の力量の確認 c) 所定の方法及び手順の適用 d) 妥当性の再確認（対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定時間経過した後に行う定期的な再確認を含む。） <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別し管理する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別し管理する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の所有物</p> <p>組織は、組織の外部の者の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.5.5 調達製品の管理</p> <p>組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を管理する。この管理には、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。また、取替品、予備品にも適用する。</p>	<p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。） <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>(1) 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管</p>	<p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法 <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管</p>	
			⑦
			⑦
			⑤

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
	理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	
7.6 監視機器及び測定機器の管理 (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。 (2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「施設管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。 a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4 参照）。 b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。 c) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。 d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。 e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。 (4) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 参照）。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。 (5) 規定要求事項にかかる監視及び測定にソフトウェアを使う場合には、そのソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。	7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するため、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。（「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。） b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c. 所要の調整がなされていること。 d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するため、「検査マニュアル」に基づき、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること（4.2.4 参照）。 b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c) 所要の調整がなされていること。 d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する（4.2.4 参照）。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	⑥ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦
8. 評価及び改善 8.1 監視及び測定、分析、評価及び改善	8 評価及び改善	8. 評価及び改善	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、評価及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び実効性を継続的に改善する。</p> <p>このプロセスには、取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>(3) 監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、本品質マネジメントシステム計画の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが実効的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となる部門、業務、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、実施するとともに、監査の実効性を維持する。</p>	<p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。（「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。（「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）</p> <p>8.2 監視測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」とい</p>	<p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を「外部コミュニケーションマニュアル」及び「広聴マニュアル」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。</p> <p>a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）</p>	<p>⑧</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p> <p>⑩</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>(3) 監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。</p> <p>(4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査員又は監査に関わる管理者（社長を除く。）は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。</p> <p>(6) 監査の計画及び実施、結果の報告並びに記録の作成及び管理について、責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。</p> <p>(7) 監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。</p> <p>(9) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォローアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる（8.5.2 参照）。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」及び「運転管理基本マニュアル」に基づき、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で使用前事業者検査等及び自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の証拠（必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。）を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(3) プロセスの次の段階に進むことを承認した人を記録する（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 業務の計画（7.1 参照）で決めた使用前事業者検査等及び自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該の権限をもつ者が計画に定める手順により承認したときは、この限りではない。</p>	<p>う。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告・記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。（「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）</p> <p>(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる（8.5.2 参照）。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。（「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p>	<p>の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに内部監査に係る要求事項を、「原子力品質監査マニュアル」に定める（4.2.4 参照）。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる（8.5.2 参照）。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、これを行う。 <u>監視測定の方法には、次の事項を含む。</u></p> <p>a) 監視測定の実施時期</p> <p>b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p>	<p>⑧</p> <p>⑦</p> <p>⑦</p> <p>⑧</p> <p>⑥</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
(5) 保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等及び自主検査等の独立性を確保する。この場合、対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないようにする（自主検査等においては必要に応じるものとする。）。	<p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。<u>〔使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。〕</u></p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 <u>〔部門を異にする要員とすることとは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。〕</u> <u>〔使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわ</u></p>	<p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ことができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、<u>「検査マニュアル」</u>に基づき、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限をもつ要員が、個別業務計画（7.1参照）に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法（当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員による使用前事業者検査等の実施）により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>⑧</p> <p>⑧</p> <p>⑦</p> <p>⑦</p> <p>⑧⑩</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
	<p><u>「こと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判断を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)</u></p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。（「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）</p>	<p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	⑩
<p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。 b) 当該の権限をもつ者が、原子力安全に及ぼす影響を評価した上で、特別採用によって、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。 c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置（廃棄を含む。）をとる。 d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。 <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基</p>	<p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。）</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。 c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。 d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。 <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対</p>	<p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合等管理マニュアル」に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。 c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。 d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。 <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対</p>	<p>⑤</p> <p>⑥⑧</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び実効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの実効性の継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析及びこれに基づく評価によって、次の事項に関する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見（8.2.1 参照）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性（8.2.3 及び 8.2.4 参照）</p> <p>c) 是正処置を行う端緒となるものを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向（8.2.3 及び 8.2.4 参照）</p> <p>d) 供給者の能力（7.4 参照）</p>	<p>して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容を<u>ニューシア</u>へ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。（「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する <u>(4.2.4 参照)</u>。</p> <p>(5) 組織は、(3)a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、使用済燃料貯蔵施設の保安の向上を図る観点から、公開基準に従い不適合の内容を自ら管理する<u>ウェブサイト</u>へ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見 <u>(8.2.1 参照)</u></p> <p>b) 個別業務等要求事項への適合性 <u>(8.2.3 及び 8.2.4 参照)</u></p> <p>c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。） <u>(8.2.3 及び 8.2.4 参照)</u></p> <p>d) 調達物品等の供給者の供給能力 <u>(7.4 参照)</u></p>	<p>⑦</p> <p>⑨</p> <p>⑧</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑦</p> <p>⑦</p> <p>⑦</p>
<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビ</p>	<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マ</p>	<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マ</p>	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>ユーザーを通じて、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるために必要な変更を行い、継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、不適合その他の事象の再発防止のため、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、速やかに原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、次に定めるところにより速やかに実施する。</p> <p>a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 不適合その他の事象のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。 <ul style="list-style-type: none"> ①情報の収集、整理 ②技術的、人的及び組織的側面等の考慮 ii. 当該不適合の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。 <ul style="list-style-type: none"> ①日常業務のマネジメント ②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理 iii. 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。 <p>b) 必要な処置を決定し実施する。</p> <p>c) とったすべてのは正処置の実効性をレビューする。</p> <p>d) 必要な場合には、計画策定期階で決定した業務・原子炉施設に係る改善のためとった措置（5.6.2 m)と同じ。）を変更する。</p> <p>e) 必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f) 原子力安全に対する影響が大きい不適合（単独の事象では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。）については、根本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び</p>	<p>ネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>c. 講じた全てのは正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。（「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。（「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を「不適合等管理マニュアル」に定め、実施する。</p>	<p>ネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、「不適合等管理マニュアル」に基づき、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>① 不適合及びその他の事象の分析（情報の収集及び整理、並びに、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c) 講じた全てのは正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を「不適合等管理マニュアル」に定め、実施する。</p>	<p>⑤</p> <p>⑥</p> <p>⑧</p> <p>⑨</p> <p>⑥</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定し、実施する。</p> <p>g) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(3) (1) 及び(2) に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(4) 組織は、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる。」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合（他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。）が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニュース登録情報を含む。）の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。</p> <p>(2) 未然防止処置は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。</p>	<p>g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。</p> <p>(3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる。」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところについて適切な未然防止処置を講ずること。（「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）</p> <p>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。</p>	<p>g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「不適合等管理マニュアル」に定める。</p> <p>(3) 組織は、「不適合等管理マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議で取り扱う技術情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析した結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「不適合等管理マニュアル」に定める。</p>	<p>⑦ ⑧ ⑧ ⑤ ⑨</p> <p>⑦ ⑧</p>
<p>第3章 保安管理体制 (保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p>	<p>第3章 保安管理体制 (保安に関する組織)</p> <p>第6条 加工施設の保安に関する職務を遂行する組織は、図6に示すとおりとする。</p> <p>(職務)</p>	<p>第3章 保安管理体制 (保安に関する組織)</p> <p>第6条 使用済燃料貯蔵施設の保安に関する組織は、図6のとおりとする。 (保安に関する職務)</p> <p>第7条 保安に関する職務は次のとおり。</p>	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>【本社】</p> <p>※1: 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p> <p>【青森事業本部】</p> <p>※1: 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p> <p>【東通原子力発電所】</p> <p>※1: 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p>	<p>第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>社長は、加工の事業に関する職務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</u></p> <p>(2) <u>監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p>(3) <u>調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p>(4) <u>資材部長は、調達に関する業務を行う。</u></p> <p>(5) <u>安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p>(6) <u>事業部長は、加工施設に係る保安業務を統括するとともに、加工施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p>(7) <u>燃料製造計画部長は、燃料製造計画部員が実施する施設管理計画の策定に関する業務を統括する。</u></p> <p>(8) <u>品質保証部長は、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長を指揮し、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</u></p> <p>(9) <u>燃料製造建設所長は、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、ペレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長を指揮し、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、ペレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。また、燃料製造建設所長は、表7-1に示す施設が、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合するための個別の安全機能に係る基本的な設計(以下「基本設計」という。)の方針策定を実施する燃料</u></p>	<p>(1) <u>社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</u></p> <p>(2) <u>品質監査部長は、管理責任者(内部監査に限る。)として、品質保証活動に関わる内部監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する(品質監査グループに限る。)。</u></p> <p>(3) <u>品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</u></p> <p>(4) <u>センター長は、管理責任者として、企画総務部、品質保証部、防災安全部、技術安全部、地域交流部、貯蔵保全部及びキャスク設計製造部を指導監督し、使用済燃料貯蔵業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する(品質監査グループを除く)。</u></p> <p>(5) <u>企画グループは、要員の計画に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) <u>総務グループは、要員の管理、保安教育、通信連絡設備の施設管理、関係法令及び保安規定の遵守の意識の定着に関する業務を行う。</u></p> <p>(7) <u>経理グループは、調達先の評価・選定に関する業務及び調達に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) <u>品質保証グループは、品質保証活動(内部監査を除く。)の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(9) <u>防災安全グループは、非常時の措置、初期消火活動のための体制の整備の運営管理、消防設備のうち、動力消防ポンプの施設管理並びに安全文化の育成及び維持に関する業務を行う。</u></p> <p>(10) <u>技術グループは、技術的な統括業務及び許認可対応に関する業務を行う。</u></p> <p>(11) <u>環境・放射線管理グループは、放射線管理設備の施設管理、放射線の管理に関する業務、放射性固体及び液体廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p>	

図4 発電所の保安に関する組織

(保安に関する職務)

第5条

保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。

(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
	<p>製造建設所の担当課を設定する。</p> <p>(10) 品質保証課長は、燃料製造事業部の品質保証に係る業務（ただし、安全管理課が所管する建設工事安全に係る品質保証業務を除く。）を行う。</p> <p>(11) 事業者検査課長は、表7-1に示す施設の使用前事業者検査に係る施設管理業務を行う。</p> <p>(12) 安全管理課長は、建設工事安全に係る品質保証業務及び重大事故訓練に用いる設備の保管管理業務を行う。</p> <p>(13) 教育課長は、燃料製造事業部の保安教育の計画及び実施に係る業務を行う。</p> <p>(14) 建設管理課長は、表7-1に示す施設の作業管理の計画及び実施並びに検査及び試験管理の計画に係る施設管理業務を行う。</p> <p>(15) 保安管理課長は、保安活動に係る統括業務を行う。また、加工施設の事業変更許可申請に係る業務を管理する。さらに、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務を行う。</p> <p>(16) 許認可業務課長は、表7-1に示す加工施設の設計及び工事の計画の認可の申請に係る各課が実施する業務への支援業務を行う。</p> <p>(17) ペレット機械課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表7-1に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p> <p>(18) 集合体機械課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表7-1に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p> <p>(19) 電気設備課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表7-1に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p> <p>(20) 計装設備課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表7-1に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）及びIAEAが設置する保障措置施設の設置工事の作業管理に係る施設管理業務を行う。</p> <p>(21) 土木課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表7-1に示す</p>	<p>(12) 立地・広報グループは、地元自治体や報道機関等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。</p> <p>(13) 地域交流グループは、立地地域住民や各種団体等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。</p> <p>(14) 保全グループは、機械設備、電気設備、計測制御設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 貯蔵グループは、貯蔵管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木・建築グループは、建物・構築物および消防設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) キャスク設計製造グループは、金属キャスクの調達に関する業務を行う。</p>	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
	<p>所管する施設に係る施設管理業務（※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p> <p>(22) 建築課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p> <p>(23) 第 26 条第 2 項に基づき選任された使用前事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p> <p>（※）：施設管理業務のうち設計業務は、基本設計の方針に基づき実施するものである。</p> <p>3 各職位は、その職務を遂行できない場合に備え、あらかじめ代行者を定める。</p>		
<p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 内部監査室は、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長、青森事業本部長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う（自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。</p> <p>(6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び施設管理に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う（自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。</p> <p>(8) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他</p>			

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(10) 青森事業本部長は、原子力・立地本部長を補佐し、所長が行う建設に関する業務を統括するとともに、東通原子力発電所建設プロジェクトのエンジニアリング業務を統括管理する。</p> <p>(11) 東通建設プロジェクト統括室は、東通原子力発電所建設における工事の計画及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、青森事業本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3) 防災安全・品質グループは、品質保証体系の総括、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</p> <p>(4) 総務グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(5) 経理資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(6) 検査グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) タービン・ラドウェストグループは、原子炉施設のうちタービン設備及び廃棄物処理設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 電気・計装グループは、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 土木設備グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 港湾・土木調査グループは、原子炉施設のうち港湾設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他</p>			

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 (2020.7.28 申請版)	備考
組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。 3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。 (1) 本社各部長（青森事業本部長、原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループ等の業務を統括管理する。 (2) 各グループマネージャー（以下「各GM」といい、グループマネージャー相当の職位を含む。）は、グループ員（所長付要員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。 (3) グループ員（所長付要員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。			
(原子力発電保安委員会) 第6条 1. 本社に原子力発電保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。 2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、原子力発電保安運営委員会にて審議し、確認する。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 (2) 保安規定の変更 (3) 保安教育に関する事項 (4) その他保安委員会で定めた審議事項 3. 原子力・立地本部長を委員長とする。 4. 保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。 5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。 (原子力発電保安運営委員会) 第7条 1. 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営	(品質・保安会議の審議事項、構成等) <u>第8条 品質・保安会議は、各号について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</u> (1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更 (2) この規定の変更 (3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。） 2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。 3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、各号によるものとする。 (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。 (3) 会議の審議事項であつて緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。	(使用済燃料貯蔵施設保安委員会) <u>第8条 センターに使用済燃料貯蔵施設保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。</u> 2 保安委員会は、使用済燃料貯蔵施設の保安に関する次の事項を審議又は報告を受け確認する。 (1) 使用済燃料貯蔵事業（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 (2) 保安規定の変更 (3) 保安教育に関する事項 (4) その他保安委員会で定めた審議事項 3. 保安委員会は、センター長を委員長とする。 4. 保安委員会は、委員長、品質保証部長、貯蔵保全部長、技術安全部長、防災安全部長、企画総務部長、地域交流部長に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。 5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>委員会」という。)を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 保安管理体制に関する事項</p> <p>(2) 施設管理に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の改造に関する事項</p> <p>(4) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、電気主任技術者、ボイラーラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>4 議長は、審議結果を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p> <p>(燃料製造安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第9条 燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更及び認可申請に関する事項</p> <p>(4) 加工施設の品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む)</p> <p>(5) 表5-1及び表5-2に基づき事業部長が定める文書の制定及び改廃</p> <p>(6) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更</p> <p>a. 保安教育実施計画</p> <p>(7) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 燃料製造安全委員会は、事業部長が任命する委員長、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 燃料製造安全委員会の運営は、各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名したものが委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人を出席させることができる。</p> <p>(4) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、委員長及び過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、審議結果を事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p>		

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
	<p><u>第10条 社長は、次に掲げる事項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</u></p> <p><u>2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</u></p> <p><u>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</u></p> <p><u>4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</u></p> <p><u>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</u></p>		
(原子炉主任技術者の選任) 第8条 (電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任) 第8条の2 1. 原子力・立地本部長は、電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。 2. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、特別管理職とし、それぞれ業務に直接係らない者とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。 3. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の代行者は、特別管理職とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。 4. 電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、改めて電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者を選任する。 (原子炉主任技術者の職務等) 第9条 (電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)	(核燃料取扱主任者の選任)	(使用済燃料取扱主任者の選任) (使用済燃料取扱主任者の職務等)	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>第9条の2</p> <p>1. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物※（原子炉施設に限る。）の工事、維持及び運用に関する保安（以下「電気工作物の保安」という。）の監督を誠実に行うことと任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては、必要に応じて電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し指示又は指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者へ指示又は指導・助言する。</p> <p>(3) 使用前事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</p> <p>(4) 法令に基づき行われる立入検査に立会う。</p> <p>(5) あらかじめ定められた点検すべき記録について、確認を行う。</p> <p>(6) 運営委員会に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が少なくともそれぞれ1名が必ず出席する。</p> <p>(7) その他、電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>※：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう。</p> <p>（主任技術者の情報交換）</p> <p>第9条の3</p> <p>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、意思疎通を図るため、定期的に及び必要に応じて相互の職務について情報交換する。</p>			
<p>第4章 運転管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>（構成及び定義）</p> <p>第11条</p>	<p>第4章 運転管理</p> <p><u>（操作員の確保）</u></p> <p><u>（巡視点検）</u></p>	<p>第4章 貯蔵管理</p> <p>第1節 通則</p> <p><u>（使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保）</u></p> <p><u>（巡視点検）</u></p>	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
(原子炉の運転期間) 第11条の2	<u>(マニュアルの作成)</u>	<u>(手順の作成)</u>	
(原子炉の運転員の確保) 第12条	<u>(引継及び通知)</u> <u>(設備運転開始前の確認事項)</u>	<u>第2節 金属キャスクの受入れ・扱出し</u> <u>(貯蔵の計画)</u> <u>(金属キャスク受入れ・扱出し前の確認事項)</u>	
(運転管理業務) 第12条の2	<u>(試験操作)</u>	<u>(受入れ金属キャスクの確認)</u>	
(巡視点検) 第13条	<u>(火災発生時の体制の整備)</u>	<u>(金属キャスクの運搬)</u>	
(マニュアルの作成) 第14条	<u>(内部溢水発生時の体制の整備)</u> <u>(その他の自然災害発生時の体制の整備)</u>	<u>(使用済燃料貯蔵設備の操作)</u>	
(引継) 第15条	<u>(資機材等の整備)</u>	<u>(使用済燃料の貯蔵)</u>	
(原子炉起動前の確認事項) 第16条	<u>(重大事故等発生時の体制の整備)</u> <u>(大規模損壊発生時の体制の整備)</u>	<u>(払出し金属キャスクの確認)</u>	
(火災発生時の体制の整備) 第17条	<u>(運転上の制限)</u>		
(内部溢水発生時の体制の整備) 第17条の2	<u>(異常発生時の基本的な対応)</u> <u>(異常時の措置)</u>		
(火山影響等発生時の体制の整備) 第17条の3	<u>(異常収束後の措置)</u>		
(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第17条の4			
(有毒ガス発生時の体制の整備) 第17条の5			
(資機材等の整備) 第17条の6			
(重大事故等発生時の体制の整備) 第17条の7			

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備) 第17条の8</p> <p>(電源機能等喪失時の体制の整備) 第17条の9</p> <p>第2節 運転上の留意事項 (水質管理) 第18条 (原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理) 第18条の2</p> <p>第3節 運転上の制限 (停止余裕) 第19条</p> <p>(反応度監視) 第20条</p> <p>(制御棒の動作確認) 第21条</p> <p>(制御棒のスクラム機能) 第22条</p> <p>(制御棒の操作) 第23条</p> <p>(ほう酸水注入系) 第24条</p> <p>(原子炉熱的制限値) 第25条</p> <p>(原子炉熱出力及び炉心流量) 第26条</p> <p>(計測及び制御設備) 第27条</p>			

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>(原子炉再循環ポンプ) 第 28 条</p> <p>(主蒸気逃がし安全弁) 第 30 条</p> <p>(格納容器内の原子炉冷却材漏えい率) 第 31 条</p> <p>(非常用炉心冷却系等の系統圧力監視) 第 32 条</p> <p>(原子炉冷却材中のよう素 131 濃度) 第 33 条</p> <p>(原子炉停止時冷却系その 1) 第 34 条</p> <p>(原子炉停止時冷却系その 2) 第 35 条</p> <p>(原子炉停止時冷却系その 3) 第 36 条</p> <p>(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率) 第 37 条</p> <p>(原子炉圧力) 第 38 条</p> <p>(非常用炉心冷却系その 1) 第 39 条</p> <p>(非常用炉心冷却系その 2) 第 40 条</p> <p>(主蒸気隔離弁) 第 42 条</p> <p>(格納容器及び格納容器隔離弁) 第 43 条</p>			

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>(サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空 破壊弁) 第 44 条</p> <p>(サプレッションプールの平均水温) 第 45 条</p> <p>(サプレッションプールの水位) 第 46 条</p> <p>(可燃性ガス濃度制御系) 第 47 条</p> <p>(格納容器内の酸素濃度) 第 48 条</p> <p>(原子炉建屋) 第 49 条</p> <p>(原子炉建屋給排気隔離弁) 第 50 条</p> <p>(非常用ガス処理系) 第 51 条</p> <p>(原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系) 第 52 条</p> <p>(非常用ディーゼル発電設備冷却系) 第 53 条</p> <p>(使用済燃料プールの水位及び水温) 第 55 条</p> <p>(燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位) 第 56 条</p> <p>(中央制御室非常用換気空調系) 第 57 条</p> <p>(外部電源)</p>			

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>第 58 条 (非常用ディーゼル発電機その 1)</p> <p>第 59 条 (非常用ディーゼル発電機その 2)</p> <p>第 60 条 (非常用ディーゼル発電機燃料油等)</p> <p>第 61 条 (直流電源その 1)</p> <p>第 62 条 (直流電源その 2)</p> <p>第 63 条 (所内電源系統その 1)</p> <p>第 64 条 (所内電源系統その 2)</p> <p>第 65 条 (重大事故等対処設備)</p> <p>第 66 条 (原子炉停止中の制御棒 1 本の引き抜き)</p> <p>第 67 条 (单一制御棒駆動機構の取り外し)</p> <p>第 68 条 (複数の制御棒引き抜きを伴う検査)</p> <p>第 69 条 (原子炉の昇温を伴う検査)</p> <p>第 70 条 (原子炉モードスイッチの切替を伴う検査)</p> <p>第 71 条</p>			

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第 72 条</p> <p>(運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第 73 条</p> <p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</p> <p>第 74 条</p> <p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第 75 条</p> <p>第 4 節 異常時の措置</p> <p>(異常発生時の基本的な対応)</p> <p>第 76 条</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第 77 条</p> <p>(異常収束後の措置)</p> <p>第 78 条</p> <p>第 5 章 燃料管理</p> <p>(新燃料の運搬)</p> <p>第 79 条</p> <p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第 80 条</p> <p>(燃料の検査)</p> <p>第 81 条</p> <p>(燃料取替実施計画)</p> <p>第 82 条</p> <p>(燃料移動手順)</p> <p>第 83 条</p> <p>(燃料移動)</p> <p>第 84 条</p>			

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
(使用済燃料の貯蔵) 第85条	<u>第5章 核燃料物質の管理</u> (核燃料物質の運搬)		
(使用済燃料の運搬) 第86条	<u>核燃料物質の貯蔵</u>		
第6章 放射性廃棄物管理 (放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第87条	第6章 放射性廃棄物管理 (放射性固体廃棄物の管理) (放射性液体廃棄物の管理) (放射性気体廃棄物の管理) (放出管理用測定器の管理) (頻度の定義)	第5章 放射性廃棄物管理 (放射性固体廃棄物の管理) <u>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u> <u>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</u> (放射性液体廃棄物の管理) (頻度の定義)	
(放射性固体廃棄物の管理) 第88条			
(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第88条の2	第7章 放射線管理 (管理区域の設定及び解除) (管理区域内における区域区分) (管理区域内における特別措置) (管理区域への出入管理) (飲食及び喫煙の禁止)	第6章 放射線管理 (管理区域の設定及び解除) (管理区域内における区域区分) (管理区域内における特別措置) (管理区域への出入管理) <u>(管理区域出入者の遵守事項)</u>	
(放射性液体廃棄物の管理) 第89条			
(放射性気体廃棄物の管理) 第90条			
(放出管理用計測器の管理) 第91条	(保全区域)	(周辺監視区域)	
第7章 放射線管理 (放射線管理に係る基本方針) 第92条	(周辺監視区域) (線量の評価)	(線量の評価) (床、壁等の除染)	
(頻度の定義) 第92条の2	(床、壁等の除染) (外部放射線に係る線量当量率等の測定)	(外部放射線に係る線量当量率等の測定) (放射線計測器類の管理)	
(管理区域の設定及び解除) 第93条	(放射線測定機器の管理)	(管理区域外等への搬出及び運搬)	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
(管理区域内における区域区分) 第94条	(管理区域外からの搬入及び運搬) (管理区域外等への搬出及び運搬)	(協力企業の放射線防護) <u>(頻度の定義)</u>	
(管理区域内における特別措置) 第95条	(MOX 燃料加工施設外からの運搬)		
(管理区域への出入管理) 第96条	(MOX 燃料加工施設外への運搬)		
(管理区域出入者の遵守事項) 第97条	(協力企業への放射線防護)		
(保全区域) 第98条			
(周辺監視区域) 第99条			
(放射線業務従事者の線量管理等) 第100条			
(床、壁等の除染) 第101条			
(平常時の環境放射線モニタリング) 第102条			
(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第102条の2			
(放射線計測器類の管理) 第103条			
(管理区域外等への搬出及び運搬) 第104条			
(発電所外への運搬) 第105条			
(協力企業の放射線防護) 第106条			

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>第8章 施設管理 (施設管理計画)</p> <p>第107条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【施設管理計画】</p> <p>1. 用語の定義 保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。 工事：補修、取替え及び改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。 作業管理：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</p> <p>2. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.2参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.2参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2. の施設管理目標を達成するため4. より11. からなる保全プログラムを策定する。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.2参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>第8章 施設管理 (施設管理に係る計画、実施、評価及び改善)</p> <p>第11条 表7-1に示す<u>加工施設</u>について、加工の事業の許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「<u>加工施設の技術基準に関する規則</u>」を含む要求事項の適合を維持し、<u>加工施設</u>の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定め、実施、評価及び改善する。</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標)</p> <p>第12条 社長は、<u>加工施設</u>の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、社長は、施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>2 事業部長は、次に掲げる事項について実施する。 (1) 施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。 (2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>(施設管理に係る個別業務計画の策定)</p> <p>第13条 事業部長は、各職位に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。</p> <p>(1) 施設管理対象範囲の選定 (2) 施設管理の重要度の設定 (3) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (4) 施設管理に関する計画の策定 (5) 施設管理の実施 (6) 施設管理の結果の確認・評価 (7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置 (8) 施設管理の有効性評価 (9) 構成管理 (10) 設計管理 (11) 作業管理 (12) 使用前事業者検査の実施</p>	<p>第7章 施設管理 (施設管理に係る計画、実施、評価及び改善)</p> <p>第9条 表7-1に示す<u>使用済燃料貯蔵施設</u>について、使用済燃料貯蔵の事業の許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「<u>使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則</u>」を含む要求事項の適合を維持し、<u>使用済燃料貯蔵施設</u>の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定め、実施、評価及び改善する。</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標)</p> <p>第10条 社長は、<u>使用済燃料貯蔵施設</u>の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、社長は、施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>2 センター長は、次に掲げる事項について実施する。 (1) 施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。 (2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>(施設管理に係る個別業務計画の策定)</p> <p>第11条 各部長は、各職位(この規定において「各職位」とは、第6条に示す組織におけるGM以上の者をいう。)に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定せよ。</p> <p>(1) 施設管理対象範囲の選定 (2) 施設管理の重要度の設定 (3) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (4) 施設管理に関する計画の策定 (5) 施設管理の実施 (6) 施設管理の結果の確認・評価 (7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置 (8) 施設管理の有効性評価 (9) 構成管理 (10) 設計管理</p>	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</p> <p>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p> <p>5. 施設管理の重要度の設定 組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 組織は、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関するこを含める。</p>	<p>2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。</p> <p>(施設管理対象範囲の選定) 第14条 事業部長は、加工施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。</p> <p>(1) 「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要のある設備（表7-1）</p> <p>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する必要のある設備（表7-1）</p> <p>(施設管理の重要度の設定) 第15条 表7-1に示す施設を所管する燃料製造建設所の課長（以下「施設所管課長」という。）は、施設管理対象範囲に対して、加工施設の安全性を確保するため、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能分類上の重要度、重大事故等対処設備の該当有無を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。</p> <p>(施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視) 第16条 燃料製造建設所長は、施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。</p> <p>2 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理指標ごとに具体的な施設管理目標値を設定させる。</p> <p>3 燃料製造建設所長は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。</p> <p>4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、設定した施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関するこを含める。</p> <p>5 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監</p>	<p>(11) 作業管理 (12) 使用前検査及び使用前事業者検査の実施</p> <p>2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。</p> <p>(施設管理対象範囲の選定) 第12条 各部長は、使用済燃料貯蔵施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。</p> <p>(1) 「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要のある設備（表7-1）</p> <p>(2) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に適合する必要のある設備（表7-1）</p> <p>(施設管理の重要度の設定) 第13条 表7-1に示す施設を所管するGM（以下「施設所管GM」という。）は、施設管理対象範囲に対して、使用済燃料貯蔵施設の安全性を確保するため、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく基本的安全機能を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。</p> <p>(施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視) 第14条 各部長は、施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。</p> <p>2 各部長は、施設所管GMに、施設管理指標ごとに具体的な施設管理目標値を設定させる。</p> <p>3 各部長は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。</p> <p>4 各部長は、施設所管GMに、設定した施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関するこを含める。</p>	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関する事を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 設計及び工事の計画 (7.1 参照) b) 特別な保全計画 (7.2 参照) <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 b) 使用環境及び設置環境 c) 劣化、故障モード d) 機器の構造等の設計的知見 e) 科学的知見 <p>7.1 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器及び構造物の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※2並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 事業者検査及び試験等の具体的方法 b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準 	<p>視を実施させ、その結果を記録させる。</p> <p>(施設管理に関する計画の策定)</p> <p>第17条 <u>燃料製造建設所長</u>は、施設管理対象範囲に対し、以下の施設管理の実施に関する計画（計画の始期及び期間に関するものを参照することができるものを含む。）を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設計及び工事の計画（本条第2項(1)及び(2)） (2) 点検の計画（本条第2項(3)） (3) 特別な施設管理の実施計画（本条第2項(4)） <p>2 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案した、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。</p> <p>(1) 設計の計画</p> <p>a. <u>施設所管課長</u>は、設計の実施に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定する。</p> <p>(2) 工事の計画</p> <p>a. 各職位は、工事の実施（現地工事の開始から加工施設の使用を開始するまでの期間中）に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。</p> <p>b. <u>施設所管課長及び事業者検査課長</u>は、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するまでに、自主検査等及び使用前事業者検査の計画を策定する。施設所管課長及び事業者検査課長は、上記の自主検査等及び使用前事業者検査の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。</p> <p>(3) 使用前点検の計画</p> <p>a. <u>施設所管課長</u>は、使用前事業者検査の実施後（使用前事業者検査要領書単位）から加工施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(4) 特別な施設管理の実施計画</p>	<p>5 <u>各部長</u>は、施設所管<u>GM</u>に、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施させ、その結果を記録させる。</p> <p>(施設管理に関する計画の策定)</p> <p>第15条 <u>各部長</u>は、施設管理対象範囲に対し、以下の施設管理の実施に関する計画（計画の始期及び期間に関するものを参照することができるものを含む。）を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設計及び工事の計画（本条第2項(1)及び(2)） (2) 点検の計画（本条第2項(3)） (3) 特別な施設管理の実施計画（本条第2項(4)） <p>2 施設所管<u>GM</u>は、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案した、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。</p> <p>(1) 設計の計画</p> <p>a) 施設所管<u>GM</u>は、設計の実施に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定する。</p> <p>(2) 工事の計画</p> <p>a) 各職位は、工事の実施（現地工事の開始から使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでの期間中）に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。</p> <p>b) 施設所管<u>GM</u>は、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するまでに、自主検査等及び使用前事業者検査の計画を策定する。施設所管<u>GM</u>は、上記の自主検査等及び使用前事業者検査の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。</p> <p>(3) 使用前点検の計画</p> <p>a) 施設所管<u>GM</u>は、<u>使用前検査</u>及び<u>使用前事業者検査</u>の実施後（使用前事業者検査要領書単位）から使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p>	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>c) 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)及び第43条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請)、並びに電気事業法第47条・第48条(工事計画)及び第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう。</p> <p>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4による使用前事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>7.2 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合など工事期間において一部の設備を長期に使用する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。</p> <p>(施設管理の実施)</p> <p>第18条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する。</p> <p>(施設管理の結果の確認・評価)</p> <p>第19条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期(所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時)までに、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p> <p>9. 保全の結果の確認・評価</p>	<p>a. 施設所管課長は、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。</p> <p>b. 施設所管課長は、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(a) 点検の具体的方法</p> <p>(b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>(c) 点検の実施時期</p> <p>3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。</p> <p>(施設管理の実施)</p> <p>第18条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する。</p> <p>(施設管理の結果の確認・評価)</p> <p>第19条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期(所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時)までに、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未</p>	<p>(4) 特別な施設管理の実施計画</p> <p>a) 施設所管GMは、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ使用済燃料貯蔵施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。</p> <p>b) 施設所管GMは、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 点検の実施時期</p> <p>3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。</p> <p>(施設管理の実施)</p> <p>第16条 施設所管GMは、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する。</p> <p>(施設管理の結果の確認・評価)</p> <p>第17条 施設所管GMは、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期(所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時)までに、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成</p>	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a) 及び b) の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a) 及び b) に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a) 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p>	<p>然防止処置)</p> <p>第20条 施設所管課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスの監視及び点検により、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>(1) 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>2 施設所管課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(施設管理の有効性評価)</p> <p>第21条 燃料製造建設所長は、施設管理から得られた情報等から、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>2 燃料製造建設所長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、事業部長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。</p> <p>(1) 施設管理目標の監視結果</p> <p>(2) 施設管理データの推移</p> <p>(3) トラブル等運転経験</p> <p>(4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係るデータ</p> <p>3 事業部長は、燃料製造建設所長が報告した各施設管理の施設管理目標の達成度及び有効性評価から、定期的に施設管理全体の有効性を評価し、施設管理全体が有効に機能していることを確認するとともに、施設管理の継続的な改善につなげる。</p> <p>4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させ、承認する。</p> <p>(構成管理)</p>	<p>(施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置)</p> <p>第18条 施設所管GMは、施設管理の対象となる施設及びプロセスの監視及び点検により、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>(1) 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>2 施設所管GMは、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(施設管理の有効性評価)</p> <p>第19条 各部長は、施設管理から得られた情報等から、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>2 各部長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、センター長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。</p> <p>(1) 施設管理目標の監視結果</p> <p>(2) 施設管理データの推移</p> <p>(3) トラブル等運転経験</p> <p>(4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係るデータ</p> <p>3 センター長は、各部長が報告した各施設管理の施設管理目標の達成度及び有効性評価から、定期的に施設管理全体の有効性を評価し、施設管理全体が有効に機能していることを確認するとともに、施設管理の継続的な改善につなげる。</p> <p>4 各部長は、施設所管GMに、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させ、承認する。</p> <p>(構成管理)</p>	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>a) 保全活動管理指標の監視結果 b) 保全データの推移 c) トラブルなど運転経験 d) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ e) リスク情報、科学的知見 (2) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. 施設管理の有効性評価 (1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果及び2. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>13. 構成管理 組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p>14. 情報共有 組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資るために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> <p>（設計管理） 第107条の2 1. 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当する</p>	<p>第22条 施設所管課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。 (1) 設計要件（第5条7.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第5条7.3で実施する設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統、及び機器をいう。） (情報共有) 第23条 施設所管課長は、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を他の事業者と共有する。</p> <p>（設計管理） 第24条 施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、第5条7.3の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 施設所管課長は、前項において第5条7.3の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。 (1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3 前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。 (作業管理) 第25条 施設所管課長は、設計のアウトプットに基づき工事を実施する。 2 施設所管課長は、加工施設の工事及び点検を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次に掲げる</p>	<p>第20条 施設所管GMは、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。 (1) 設計要件（第5条7.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第5条7.3で実施する設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統、及び機器をいう。） (情報共有) 第21条 施設所管GMは、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報について、リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議において他の事業者と共有する。</p> <p>（設計管理） 第22条 施設所管GMは、使用済燃料貯蔵施設の工事を行う場合、第5条7.3の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 施設所管GMは、前項において第5条7.3の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。 (1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3 前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。</p> <p>（作業管理） 第23条 施設所管GMは、設計のアウトプットに基づき工事を実施する。 2 施設所管GMは、使用済燃料貯蔵施設の工事及び</p>	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>かどうかを判断する。</p> <p>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計には、次条に定める作業管理及び第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>(作業管理)</p> <p>第107条の3</p> <p>1. 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組織は、原子炉施設の点検及び設置又は変更の工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(3) 作業工程の管理</p> <p>(4) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第107条の4</p> <p>1. 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に基づいて行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合していることを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p>	<p>事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) <u>再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設に対する悪影響の防止</u></p> <p>(2) <u>加工施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取</u></p> <p>(3) <u>作業工程の管理</u></p> <p>(4) <u>加工施設の使用開始までの作業対象設備の管理</u></p> <p>3 施設所管課長は、前項の作業管理の実績を確認し、<u>加工施設の安全が確保されていることを評価し記録する。</u></p> <p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第26条 品質保証部長は使用前事業者検査の総括責任者として、設計及び工事の計画の届出（以下本条において「設工認」という。）の対象となる<u>加工施設</u>の設置又は変更の工事に当たり、設工認に基づき行われたものであること、「<u>加工施設の技術基準に関する規則</u>」へ適合していることを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 品質保証部長は<u>事業者検査課長</u>を検査責任者とし、次の事項の検査実施体制を確立させるとともに、検査を管理させる。また、品質保証部長は検査実施責任者の候補者を選任し、<u>事業部長</u>の承認を得る。</p> <p>3 <u>事業者検査課長</u>は次に掲げる各号を実施する。</p> <p>(1) <u>事業者検査課長</u>自身を含む検査実施責任者の候補者の中から検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>(2) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(3) 検査要領書を定める。（※1）</p> <p>(4) 検査対象の<u>加工施設</u>が以下の基準に適合していることを判断するために、必要な検査項目及び検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に基づき行われたものであること。</p> <p>b. 「<u>加工施設の技術基準に関する規則</u>」に適合するものであること。</p> <p>(5) 検査要領書に基づき検査実施責任者に検査を実</p>	<p>点検を行う場合、<u>使用済燃料貯蔵施設</u>の安全を確保するため、次に掲げる事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) <u>使用済燃料貯蔵施設</u>の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取</p> <p>(3) 作業工程の管理</p> <p>(4) <u>使用済燃料貯蔵施設</u>の使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>3 施設所管GMは、前項の作業管理の実績を確認し、<u>使用済燃料貯蔵施設</u>の安全が確保されていることを評価し記録する。</p> <p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第24条 センター長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる使用済燃料貯蔵施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に基づいて行われたものであること、「<u>使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則</u>」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>なお、旧法に基づく使用前検査の準備についても、同様に準備するものとする。</p> <p>2 技術GMは、第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した者とは別の者を検査実施GMとして指名する。</p> <p>3 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第6条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の使用済燃料貯蔵施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に基づいて行われたものであること。</p> <p>b) 「<u>使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則</u>」に適合するものであること。</p>	<p>実用炉の記載に倣った。</p>

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>2. 検査GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を検査実施GMとして指名する。</p> <p>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a) 及びb) の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>(5) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の①～③の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの合否判定を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる施設の設置又は変更の工事を実施した組織（課）とは別の組織（課）の者。</p> <p>(2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査に係る記録を作成し維持する。</p> <p>(2) 検査に係る要員の力量を確認する。</p> <p>(3) 検査に係る業務を調達する場合、当該業務の供給者を管理する。</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p>	<p>施させる。</p> <p>(※1) 検査を行うにあたっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>(6) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の①～③の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの合否判定を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる施設の設置又は変更の工事を実施した者とは別の者。</p> <p>(2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した者とは別の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる施設の設置又は変更の工事を実施した者とは別の者。</p> <p>(2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した者とは別の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>(使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p>		

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 (2020.7.28 申請版)	備考
<p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第107条の5</p> <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) 第107条の6</p>			
<p>第9章 緊急時の措置 (原子力防災組織) 第108条 (原子力防災組織の要員) 第109条 (緊急作業従事者の選定) 第109条の2 (原子力防災資機材等) 第110条 (通報経路) 第111条 (緊急時演習) 第112条 (通報) 第113条 (原子力防災態勢の発令) 第114条 (応急措置) 第115条 (緊急時における活動) 第116条 (緊急作業従事者の線量管理等) 第116条の2 (原子力防災態勢の解除) 第117条</p>	<p>第9章 緊急時の措置 (原子力防災組織) (原子力防災組織の要員) (緊急作業従事者の選定) (原子力防災資機材等の整備) (通報経路) (緊急時演習) (通報) (緊急時体制の発令) (応急措置) (緊急時における活動) (緊急作業従事者の線量管理等) (緊急時体制の解除)</p>	<p>第8章 緊急時の措置 第1節 緊急時時の措置 (原子力防災組織) (原子力防災組織の要員) (緊急作業従事者の選定) (原子力防災資機材等) (通報経路) (緊急時演習) (通報) (原子力防災態勢の発令) (応急措置) (緊急時における活動) (緊急作業従事者の線量管理等) (原子力防災態勢の解除)</p>	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
		<p>第2節 異常時の措置 (異常時の基本的な対応)</p> <p>(地震・火災等発生時の対応)</p> <p>(電源機能喪失時の対応)</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>(異常収束後の措置)</p>	
<p>第10章 保安教育 (所員への保安教育)</p> <p>第118条</p> <p>原子炉施設の管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118の実施方針に基づいて作成し、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び原子力・立地本部長へ報告する。ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>第10章 保安教育 (社員等への保安教育)</p> <p>第27条 教育課長は、毎年度、加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、表27-1の保安教育実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、燃料製造安全委員会における審議がされていることを確認する。</p> <p>3 教育課長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。ただし、教育課長は、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、表27-1に定める該当する保安教育を省略又は変更できる。</p> <p>4 教育課長は、保安教育の実施記録を作成し、保管する。</p> <p>5 品質保証部長は、保安教育の実施結果及びその評価を事業部長へ報告する。</p> <p>6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>(請負事業者等への保安教育)</p>	<p>第9章 保安教育 (センター員への保安教育)</p> <p>第25条 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行うセンター員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「教育及び訓練マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 総務GMは、毎年度、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行うセンター員への保安教育実施計画を表25-1の実施方針に基づいて作成し、センター長の承認を得る。</p> <p>(2) 総務GMは、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第8条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。総務GMは、年度毎に実施結果をセンター長へ報告する。ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 総務GMは、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p> <p>(協力企業従業員への保安教育)</p>	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】		MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】		RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）		備考

表118 所員への保安教育実施方針

保安教育の内容			対象者及び教育時間 ^{※2}			
大分類	中分類 (実用規則 第92条の内 容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	技術系所員 事務系所員	
入所時に 実施する 教育 ^{※1}	関係法令 及び保安 規定の遵 守に關す ること	原 子 炉 等 規 制 法	原子炉等規制法に關連する 法令の概要、並びに関係法令 及び保安規定の遵守に關す ること	入所時 (新規配属 時)	◎ (1.0 時間 以上)	◎ (1.0 時間 以上)
	原 子 炉 施 設の構造、 性能に關 すること	設 備 概 要、主要 系 統 の 機 能	原子炉のしくみ		◎ (0.5 時間 以上)	◎ (0.5 時間 以上)

保安教育の内容			対象者及び教育時間 ^{※2}			
大分類	中分類 (実用規則 第92条の内 容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	技術系所員 事務系所員	
その他反 復教育	関係法令 及び保安 規定の遵 守に關す ること	原 子 炉 施 設 保 安規定	保安規定（総則、品質保証、 体制及び評価、保安教育、記 録）の概要、並びに関係法令 及び保安規定の遵守に關す ること	1回／ 10年毎以 上	○ (1.0 時間 以上)	○ (1.0 時間 以上)
	原 子 炉 施 設の運転 に關する こと	施 設 管 理	施設管理計画に關すること		○ (1.0 時間 以上)	×

※1：各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部に
ついて十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から
課せられる。

◎：全員が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあ
り）

○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内
容に濃淡はあり）

×：教育の対象外

()：合計の教育時間

(協力企業従業員への保安教育)

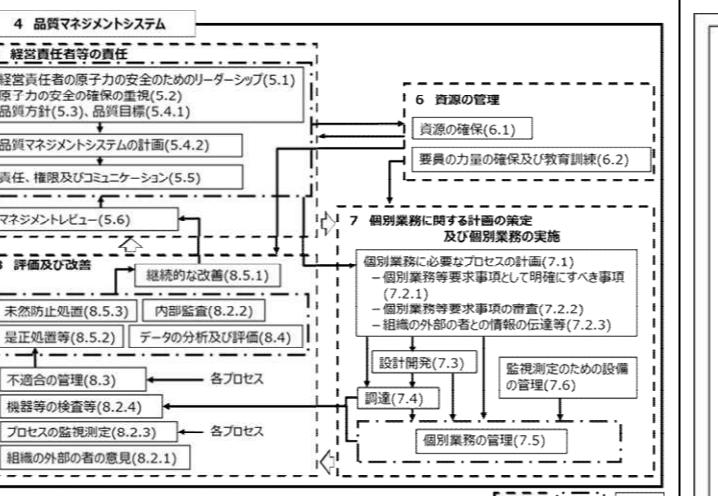
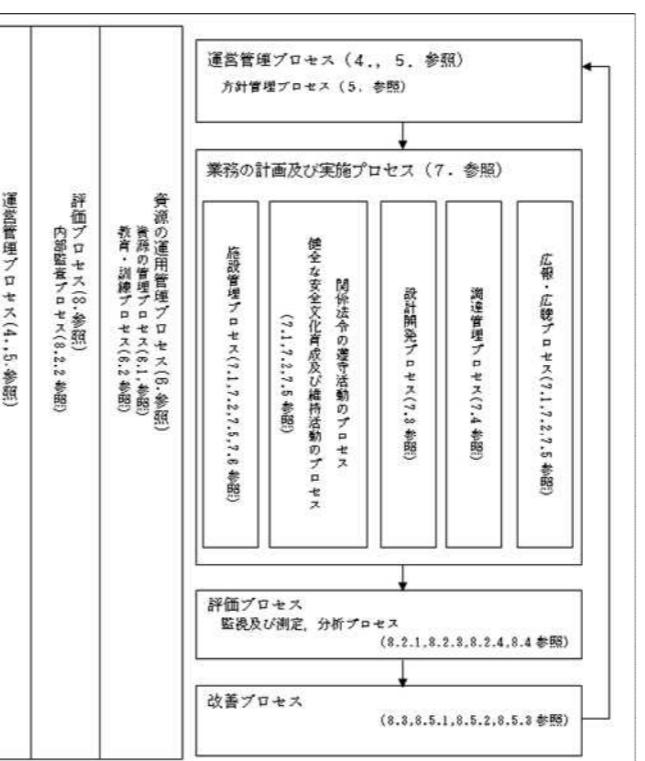
第119条

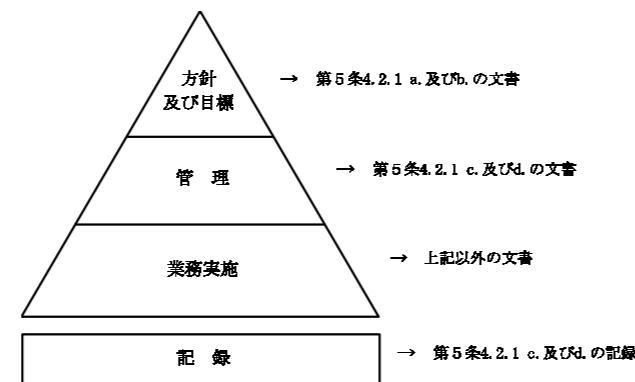
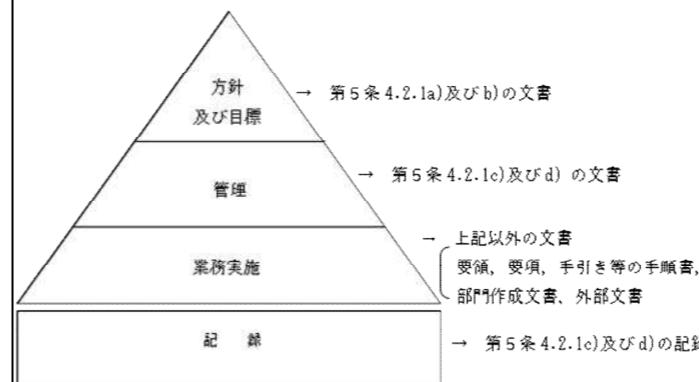
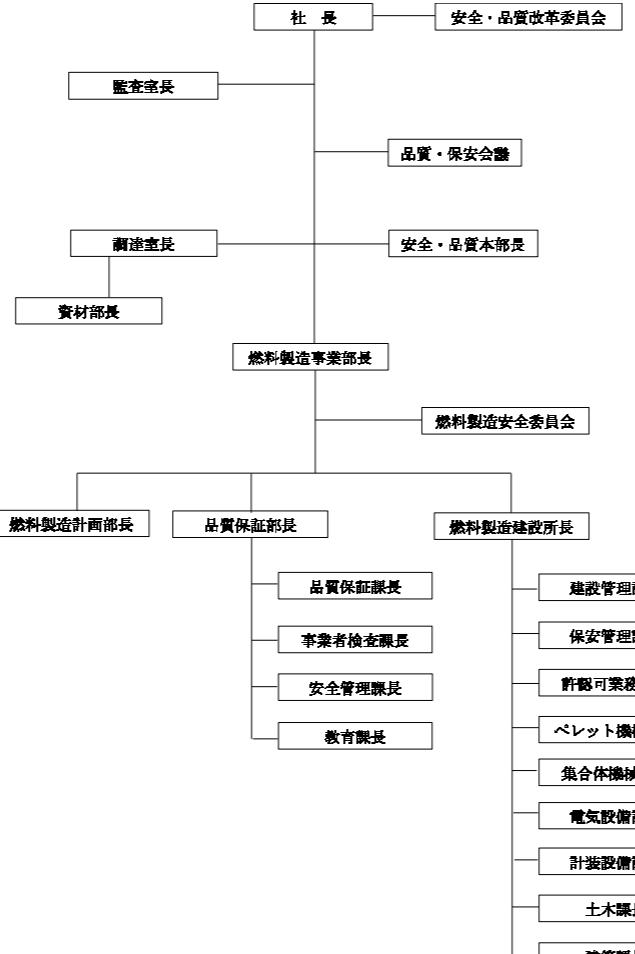
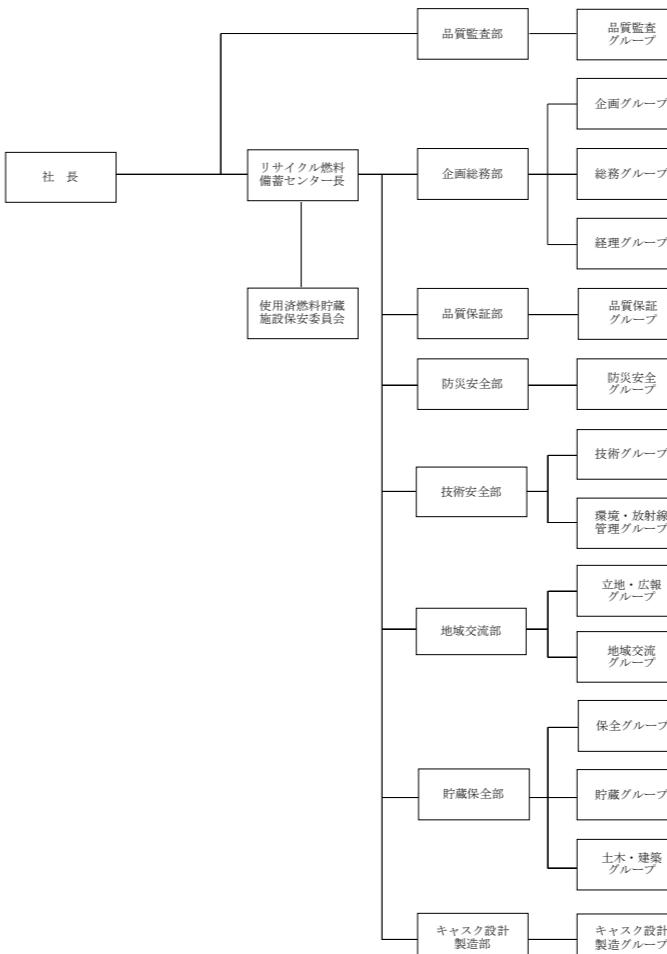
東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 (2020.7.28 申請版)	備考
<p>第11章 記録及び報告 (記録)</p> <p>第120条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組織は、表120-1、表120-3及び表120-4に定める保安に関する記録を適正に作成（表120-1の1.の記録を除く。）し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2. 各GMは、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 <p>表120-1</p>	<p>第11章 記録及び報告 (記録)</p> <p>第28条 各職位は、表28-1に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期間保存する。</p> <p>(報告)</p>	<p>第10章 記録及び報告 (記録)</p> <p>第26条 各職位は、表26-1に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期間保存する。</p> <p>(報告)</p>	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】			MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 (2020.7.28 申請版)	備考
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ※1	保存期間			
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間			
2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間			
3. 保全の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間			
4. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間			
5. 保全の不適合管理, 是正処置, 未然防止処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置及び未然防止処置を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間			
6. 保全の有効性評価, 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針, 施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間			
7. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間			
8. 保安教育の実施日時, 項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間			
※1: 記録可能な状態において常に記録することを意味しており, 点検, 故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く					
表120-2					
記録(実用炉規則第14条の3)	記録すべき場合	保存期間			

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】			MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考																																							
使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間																																										
表120-3 ^{※2}																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a) ~ d) に定める文書</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)マネジメントレビューの結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(2)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(3)業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(4)業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(5)業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(6)設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(7)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(9)設計・開発の変更の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>						記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書			第3条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a) ~ d) に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1)マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(2)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年	(3)業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	(4)業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	(5)業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	(6)設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(7)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(9)設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																																										
1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書																																												
第3条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a) ~ d) に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																										
2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録																																												
(1)マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																										
(2)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年																																										
(3)業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年																																										
(4)業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年																																										
(5)業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年																																										
(6)設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年																																										
(7)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年																																										
(8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年																																										
(9)設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年																																										

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(12) プロセスの妥当性確認の結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(14) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(15) 校正又は検証に用いた基準の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(17) 校正及び検証の結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(18) 内部監査の結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(19) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(20) プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(21) 不適合の内容及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(22) 是正処置の結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(23) 未然防止処置の結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	(10) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	(12) プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	(13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	(14) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年	(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	(19) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	(20) プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録	作成の都度	5年	(21) 不適合の内容及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	(23) 未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年			
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																																														
(10) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年																																														
(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年																																														
(12) プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年																																														
(13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年																																														
(14) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年																																														
(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年																																														
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年																																														
(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年																																														
(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年																																														
(19) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年																																														
(20) プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録	作成の都度	5年																																														
(21) 不適合の内容及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年																																														
(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年																																														
(23) 未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年																																														
<p>※2：表120-1又は表120-2を適用する場合は、本表を適用しない。</p> <p>表120-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄 第7条に基づく使用前検査に関する記録）</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用前検査の結果</td><td>検査の都度</td><td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td></tr> </tbody> </table> <p>(報告) 第121条</p>	記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄 第7条に基づく使用前検査に関する記録）	記録すべき場合	保存期間	使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																										
記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄 第7条に基づく使用前検査に関する記録）	記録すべき場合	保存期間																																														
使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																														

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
<p>第 12 章 加工施設の使用を開始する前までに定める事項 (加工施設の使用を開始する前までに定める事項)</p> <p>第 29 条 加工施設の使用を開始する前までに、表 29-1 に示す事項を定めて認可を受ける。また、この規定の条文についても、加工施設の使用を開始する前までに、段階的に必要な変更を行い、認可を受ける。</p> <p>附則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から、社長が指定する日より施行する。</p>  <p>図 5-1 プロセス関連図</p>	<p>第 11 章 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに定める事項 (使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに定める事項)</p> <p>第 27 条 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに、表 27-1 に示す事項を定めて認可を受ける。また、この規定の条文についても、使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに、段階的に必要な変更を行い、認可を受ける。</p> <p>附則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から社長が指定する日より施行する。</p>  <p>図 5-1 プロセス関連図</p>		

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考
	 <p>図 5-2 品質マネジメント文書の構成概念図</p> <p>図 5-2 品質マネジメント文書の構成概念図は、四角形を構成する4つの要素と、各要素に対する文書の範囲を示す図です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 頂部（方針及び目標）: 第5条4.2.1 a) 及び b) の文書 右側（管理）: 第5条4.2.1 c) 及び d) の文書 左側（業務実施）: 上記以外の文書 底面（記録）: 第5条4.2.1 c) 及び d) の記録 	 <p>図 5-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>図 5-2 品質マネジメントシステム文書体系図は、四角形を構成する4つの要素と、各要素に対する文書の範囲を示す図です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 頂部（方針及び目標）: 第5条4.2.1 a) 及び b) の文書 右側（管理）: 第5条4.2.1 c) 及び d) の文書 左側（業務実施）: 上記以外の文書 要領、要項、手引き等の手順書、部門作成文書、外部文書 底面（記録）: 第5条4.2.1 c) 及び d) の記録 	
	 <p>図 6 組織図</p> <p>図 6 組織図は、組織構造図を示す図です。各部署とその責任者を示す。</p> <pre> graph TD 社長 --- 安全・品質改革委員会 社長 --- 調査室長 調査室長 --- 品質・保安会議 調査室長 --- 安全・品質本部長 安全・品質本部長 --- 製材部長 製材部長 --- 燃料製造事業部長 燃料製造事業部長 --- 燃料製造安全委員会 燃料製造安全委員会 --- 燃料製造計画部長 燃料製造安全委員会 --- 品質保証部長 燃料製造安全委員会 --- 燃料製造建設所長 燃料製造計画部長 --- 品質保証課長 燃料製造計画部長 --- 事業者検査課長 燃料製造計画部長 --- 安全管理課長 燃料製造計画部長 --- 教育課長 品質保証部長 --- 建設管理課長 品質保証部長 --- 保安管理課長 品質保証部長 --- 特許可業務課長 品質保証部長 --- ペレット機械課長 品質保証部長 --- 集合体機械課長 品質保証部長 --- 電気設備課長 品質保証部長 --- 計装設備課長 品質保証部長 --- 土木課長 品質保証部長 --- 建築課長 </pre>	 <p>図 6 リサイクル燃料備蓄センターの保安に関する組織</p> <p>図 6 リサイクル燃料備蓄センターの保安に関する組織図は、組織構造図を示す図です。各部署とその責任者を示す。</p> <pre> graph TD 社長 --- リサイクル燃料備蓄センター長 リサイクル燃料備蓄センター長 --- 使用済燃料貯蔵施設保安委員会 リサイクル燃料備蓄センター長 --- 品質監査部 リサイクル燃料備蓄センター長 --- 企画総務部 リサイクル燃料備蓄センター長 --- 防災安全部 リサイクル燃料備蓄センター長 --- 技術安全部 リサイクル燃料備蓄センター長 --- 地域交流部 品質監査部 --- 品質監査グループ 企画総務部 --- 企画グループ 企画総務部 --- 総務グループ 企画総務部 --- 経理グループ 品質保証部 --- 品質保証グループ 防災安全部 --- 防災安全グループ 技術安全部 --- 技術グループ 技術安全部 --- 環境・放射線管理グループ 地域交流部 --- 立地・広報グループ 地域交流部 --- 地域交流グループ 保全グループ --- 保全グループ 保全グループ --- 貯蔵グループ 保全グループ --- 土木・建築グループ キャスク設計製造部 --- キャスク設計製造グループ </pre>	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考																																																																																																																																																																
	<p>表5-1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書の関係（その1）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質マネジメントシステム計画関連条項</th> <th>項目</th> <th>文書名</th> <th>制定者</th> <th>品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">4~8</td> <td rowspan="4">品質マネジメントシステム計画</td> <td>監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則</td> <td>監査室長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則</td> <td>調達室長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則</td> <td>安全・品質本部長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料製造事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則</td> <td>事業部長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4.1</td> <td>保安活動の重要度</td> <td>燃料製造事業部 品質重要度分類（要領）</td> <td>事業部長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4.1、8.2.3</td> <td>プロセスの監視測定</td> <td>パフォーマンス指標要則</td> <td>安全・品質本部長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4.1</td> <td>安全文化</td> <td>安全文化要則</td> <td>安全・品質本部長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5.4.1</td> <td>品質目標</td> <td>品質目標要則</td> <td>安全・品質本部長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5.4.2、7.1、7.3</td> <td>品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発</td> <td>変更管理要則</td> <td>安全・品質本部長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5.5.3</td> <td>管理者</td> <td>自己アセスメント要則</td> <td>安全・品質本部長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.5.4</td> <td rowspan="2">組織の内部の情報伝達</td> <td>安全・品質改革委員会規程</td> <td>安全・品質本部長</td> <td>第10条</td> </tr> <tr> <td>品質・保安会議規程</td> <td>安全・品質本部長</td> <td>第8条</td> </tr> <tr> <td>5.6</td> <td>マネジメントレビュー</td> <td>マネジメントレビュー要則</td> <td>安全・品質本部長</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—	調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—	安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—	燃料製造事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—	4.1	保安活動の重要度	燃料製造事業部 品質重要度分類（要領）	事業部長	—	4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—	4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—	5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—	5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—	5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—	5.5.4	組織の内部の情報伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第10条	品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第8条	5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—	<p>表5-1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書の関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質マネジメントシステム計画関連条項</th> <th>名 称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> <th>品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1、8.2.3、8.4、8.5.1</td> <td>セルフアセスメント実施マニュアル</td> <td>Q-2-A2</td> <td>品質保証G</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5.5.4</td> <td>保安管理マニュアル</td> <td>Q-2-G3</td> <td>技術G</td> <td>第8条</td> </tr> <tr> <td>5.6、8.5.1</td> <td>マネジメントレビュー実施マニュアル</td> <td>Q-2-A1</td> <td>品質保証G</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>教育及び訓練マニュアル</td> <td>Q-2-T1</td> <td>総務G</td> <td>第25条 第26条</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7.2.3</td> <td>外部コミュニケーションマニュアル</td> <td>Q-2-C1</td> <td>技術G</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>広報マニュアル</td> <td>Q-2-C2</td> <td>地域交流G</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>広報マニュアル</td> <td>Q-2-C3</td> <td>地域交流G</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>行政・報道対応マニュアル</td> <td>Q-2-C4</td> <td>立地・広報G</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6.1、7.1、7.2.1、7.5、7.6</td> <td>施設管理マニュアル</td> <td>Q-2-M1</td> <td>保全G</td> <td>第9条～ 第24条 第26条</td> </tr> <tr> <td></td> <td>検査マニュアル</td> <td>Q-2-I1</td> <td>保全G</td> <td>第24条 第26条</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">7.1、7.2.1、7.5</td> <td>健全な安全文化の育成及び維持に係る活動マニュアル</td> <td>Q-2-G1</td> <td>防災安全G</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>法令等の遵守に係る活動マニュアル</td> <td>Q-2-G2</td> <td>総務G</td> <td>第3条 第4条</td> </tr> <tr> <td>広報マニュアル</td> <td>Q-2-C2</td> <td>地域交流G</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>広報マニュアル</td> <td>Q-2-C3</td> <td>地域交流G</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>行政・報道対応マニュアル</td> <td>Q-2-C4</td> <td>立地・広報G</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8.2.1</td> <td>外部コミュニケーションマニュアル</td> <td>Q-2-C1</td> <td>技術G</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広報マニュアル</td> <td>Q-2-C2</td> <td>地域交流G</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7.3</td> <td>設計管理マニュアル</td> <td>Q-2-E1</td> <td>保全G</td> <td>第22条</td> </tr> <tr> <td>7.4</td> <td>調達管理マニュアル 原子力取引登録マニュアル</td> <td>Q-2-P1 Q-2-P2</td> <td>保全G 経理G</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8.2.4</td> <td>検査マニュアル</td> <td>Q-2-I1</td> <td>保全G</td> <td>第24条 第26条</td> </tr> </tbody> </table>	品質マネジメントシステム計画関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	5.4.1、8.2.3、8.4、8.5.1	セルフアセスメント実施マニュアル	Q-2-A2	品質保証G	—	5.5.4	保安管理マニュアル	Q-2-G3	技術G	第8条	5.6、8.5.1	マネジメントレビュー実施マニュアル	Q-2-A1	品質保証G	—	6.2	教育及び訓練マニュアル	Q-2-T1	総務G	第25条 第26条	7.2.3	外部コミュニケーションマニュアル	Q-2-C1	技術G	—	広報マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—	広報マニュアル	Q-2-C3	地域交流G	—	行政・報道対応マニュアル	Q-2-C4	立地・広報G	—	6.1、7.1、7.2.1、7.5、7.6	施設管理マニュアル	Q-2-M1	保全G	第9条～ 第24条 第26条		検査マニュアル	Q-2-I1	保全G	第24条 第26条	7.1、7.2.1、7.5	健全な安全文化の育成及び維持に係る活動マニュアル	Q-2-G1	防災安全G	—	法令等の遵守に係る活動マニュアル	Q-2-G2	総務G	第3条 第4条	広報マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—	広報マニュアル	Q-2-C3	地域交流G	—	行政・報道対応マニュアル	Q-2-C4	立地・広報G	—	8.2.1	外部コミュニケーションマニュアル	Q-2-C1	技術G	—		広報マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—	7.3	設計管理マニュアル	Q-2-E1	保全G	第22条	7.4	調達管理マニュアル 原子力取引登録マニュアル	Q-2-P1 Q-2-P2	保全G 経理G	—	8.2.4	検査マニュアル	Q-2-I1	保全G	第24条 第26条	
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項																																																																																																																																																															
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—																																																																																																																																																															
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—																																																																																																																																																															
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—																																																																																																																																																															
		燃料製造事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—																																																																																																																																																															
4.1	保安活動の重要度	燃料製造事業部 品質重要度分類（要領）	事業部長	—																																																																																																																																																															
4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—																																																																																																																																																															
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—																																																																																																																																																															
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—																																																																																																																																																															
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—																																																																																																																																																															
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—																																																																																																																																																															
5.5.4	組織の内部の情報伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第10条																																																																																																																																																															
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第8条																																																																																																																																																															
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—																																																																																																																																																															
品質マネジメントシステム計画関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項																																																																																																																																																															
5.4.1、8.2.3、8.4、8.5.1	セルフアセスメント実施マニュアル	Q-2-A2	品質保証G	—																																																																																																																																																															
5.5.4	保安管理マニュアル	Q-2-G3	技術G	第8条																																																																																																																																																															
5.6、8.5.1	マネジメントレビュー実施マニュアル	Q-2-A1	品質保証G	—																																																																																																																																																															
6.2	教育及び訓練マニュアル	Q-2-T1	総務G	第25条 第26条																																																																																																																																																															
7.2.3	外部コミュニケーションマニュアル	Q-2-C1	技術G	—																																																																																																																																																															
	広報マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—																																																																																																																																																															
	広報マニュアル	Q-2-C3	地域交流G	—																																																																																																																																																															
行政・報道対応マニュアル	Q-2-C4	立地・広報G	—																																																																																																																																																																
6.1、7.1、7.2.1、7.5、7.6	施設管理マニュアル	Q-2-M1	保全G	第9条～ 第24条 第26条																																																																																																																																																															
	検査マニュアル	Q-2-I1	保全G	第24条 第26条																																																																																																																																																															
7.1、7.2.1、7.5	健全な安全文化の育成及び維持に係る活動マニュアル	Q-2-G1	防災安全G	—																																																																																																																																																															
	法令等の遵守に係る活動マニュアル	Q-2-G2	総務G	第3条 第4条																																																																																																																																																															
	広報マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—																																																																																																																																																															
	広報マニュアル	Q-2-C3	地域交流G	—																																																																																																																																																															
行政・報道対応マニュアル	Q-2-C4	立地・広報G	—																																																																																																																																																																
8.2.1	外部コミュニケーションマニュアル	Q-2-C1	技術G	—																																																																																																																																																															
	広報マニュアル	Q-2-C2	地域交流G	—																																																																																																																																																															
7.3	設計管理マニュアル	Q-2-E1	保全G	第22条																																																																																																																																																															
7.4	調達管理マニュアル 原子力取引登録マニュアル	Q-2-P1 Q-2-P2	保全G 経理G	—																																																																																																																																																															
8.2.4	検査マニュアル	Q-2-I1	保全G	第24条 第26条																																																																																																																																																															
	<p>表5-1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書の関係（その2）</p>																																																																																																																																																																		

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品質マネジメントシステム計画 関連条項</th> <th>項目</th> <th>文書名</th> <th>制定者</th> <th>品質マネジメントシステム計画 以外の 保安規定 関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">6.2 要員の力量 の確保及び 教育訓練</td> <td>監査室 教育訓練要領</td> <td>監査室長</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調達室 教育訓練要領</td> <td>調達室長</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全・品質本部 教育訓練要領</td> <td>安全・品質本部長</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料製造事業部 教育訓練要領</td> <td>事業部長</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">7.1 施設管理</td> <td>燃料製造事業部 品質目標・業務 目標管理要領</td> <td>事業部長</td> <td></td> <td rowspan="7">第11条～第26条</td> </tr> <tr> <td>燃料製造事業部 設計管理要領</td> <td>事業部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料製造事業部 設工認申請・使 用前事業者検査運用要領</td> <td>事業部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料製造事業部 製作および据 付・施工管理要領</td> <td>事業部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料製造事業部 検査および試験 管理要領</td> <td>事業部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料製造事業部 使用前事業者検 査実施要領</td> <td>事業部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料製造事業部 保守管理要領</td> <td>事業部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.3 設計開発</td> <td>燃料製造事業部 設計管理要領</td> <td>事業部長</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料製造事業部 設工認申請・使 用前事業者検査運用要領</td> <td>事業部長</td> <td>24条</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.4 調達</td><td>調達管理要則</td><td>調達室長</td><td>—</td><td></td> </tr> <tr> <td>8.2.4 機器等の検 査等</td><td>機器等の検 査等 検査および試験管理要則</td><td>安全・品質本部長</td><td>26条</td><td></td> </tr> <tr> <td>7.6 監視測定の ための設備 の管理</td><td>監視測定の ための設備 の管理 燃料製造事業部 計測器管理要領</td><td>事業部長</td><td>—</td><td></td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合の管 理</td><td>不適合の管 理 トラブル情報等の社外への共有要 則</td><td>安全・品質本部長</td><td>—</td><td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2 是正処置等</td><td>是正処置等 根本原因分析要則</td><td>安全・品質本部長</td><td>—</td><td></td> </tr> </tbody> </table>	品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画 以外の 保安規定 関連条項	6.2 要員の力量 の確保及び 教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—		調達室 教育訓練要領	調達室長	—		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—		燃料製造事業部 教育訓練要領	事業部長	—		7.1 施設管理	燃料製造事業部 品質目標・業務 目標管理要領	事業部長		第11条～第26条	燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長		燃料製造事業部 設工認申請・使 用前事業者検査運用要領	事業部長		燃料製造事業部 製作および据 付・施工管理要領	事業部長		燃料製造事業部 検査および試験 管理要領	事業部長		燃料製造事業部 使用前事業者検 査実施要領	事業部長		燃料製造事業部 保守管理要領	事業部長		7.3 設計開発	燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	—		燃料製造事業部 設工認申請・使 用前事業者検査運用要領	事業部長	24条		7.4 調達	調達管理要則	調達室長	—		8.2.4 機器等の検 査等	機器等の検 査等 検査および試験管理要則	安全・品質本部長	26条		7.6 監視測定の ための設備 の管理	監視測定の ための設備 の管理 燃料製造事業部 計測器管理要領	事業部長	—		8.3 不適合の管 理	不適合の管 理 トラブル情報等の社外への共有要 則	安全・品質本部長	—		8.5.2 是正処置等	是正処置等 根本原因分析要則	安全・品質本部長	—			
品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画 以外の 保安規定 関連条項																																																																														
6.2 要員の力量 の確保及び 教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—																																																																															
	調達室 教育訓練要領	調達室長	—																																																																															
	安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—																																																																															
	燃料製造事業部 教育訓練要領	事業部長	—																																																																															
7.1 施設管理	燃料製造事業部 品質目標・業務 目標管理要領	事業部長		第11条～第26条																																																																														
	燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長																																																																																
	燃料製造事業部 設工認申請・使 用前事業者検査運用要領	事業部長																																																																																
	燃料製造事業部 製作および据 付・施工管理要領	事業部長																																																																																
	燃料製造事業部 検査および試験 管理要領	事業部長																																																																																
	燃料製造事業部 使用前事業者検 査実施要領	事業部長																																																																																
	燃料製造事業部 保守管理要領	事業部長																																																																																
7.3 設計開発	燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	—																																																																															
	燃料製造事業部 設工認申請・使 用前事業者検査運用要領	事業部長	24条																																																																															
7.4 調達	調達管理要則	調達室長	—																																																																															
8.2.4 機器等の検 査等	機器等の検 査等 検査および試験管理要則	安全・品質本部長	26条																																																																															
7.6 監視測定の ための設備 の管理	監視測定の ための設備 の管理 燃料製造事業部 計測器管理要領	事業部長	—																																																																															
8.3 不適合の管 理	不適合の管 理 トラブル情報等の社外への共有要 則	安全・品質本部長	—																																																																															
8.5.2 是正処置等	是正処置等 根本原因分析要則	安全・品質本部長	—																																																																															
	<p>表5-2 品質マネジメントシステム計画関連条項及 び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する 文書の関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保安規定中の 条文</th> <th>項目</th> <th>文書名</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3</td> <td>文書の管理</td> <td>品質保証に係る文書および記録管 理要則</td> <td>安全・品質本部長</td> </tr> <tr> <td>4.2.4</td> <td>記録の管理</td> <td>内部監査要則</td> <td>監査室長</td> </tr> <tr> <td>8.2.2</td> <td>内部監査</td> <td>CAPシステム要則</td> <td>安全・品質本部長</td> </tr> <tr> <td>8.3</td> <td>不適合の管 理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2</td> <td>是正処置等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.3</td> <td>未然防止処置</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保安規定中の 条文	項目	文書名	制定者	4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管 理要則	安全・品質本部長	4.2.4	記録の管理	内部監査要則	監査室長	8.2.2	内部監査	CAPシステム要則	安全・品質本部長	8.3	不適合の管 理			8.5.2	是正処置等			8.5.3	未然防止処置			<p>表5-2 品質マネジメントシステム計画関連条項 及び品管規則の要求事項に基づき作成する文書の 関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質マネジメント システム計画 関連条項</th> <th>名 称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理マニュアル</td> <td>Q-2-D1</td> <td>品質保証G</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査マニュアル</td> <td>Q-2-A3</td> <td>品質監査G</td> </tr> <tr> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>不適合等管理マニュアル</td> <td>Q-2-N1</td> <td>品質保証G</td> </tr> </tbody> </table>	品質マネジメント システム計画 関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理マニュアル	Q-2-D1	品質保証G	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査マニュアル	Q-2-A3	品質監査G	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合等管理マニュアル	Q-2-N1	品質保証G																																				
保安規定中の 条文	項目	文書名	制定者																																																																															
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管 理要則	安全・品質本部長																																																																															
4.2.4	記録の管理	内部監査要則	監査室長																																																																															
8.2.2	内部監査	CAPシステム要則	安全・品質本部長																																																																															
8.3	不適合の管 理																																																																																	
8.5.2	是正処置等																																																																																	
8.5.3	未然防止処置																																																																																	
品質マネジメント システム計画 関連条項	名 称	文書番号	管理箇所																																																																															
4.2, 7.2.2	文書及び記録管理マニュアル	Q-2-D1	品質保証G																																																																															
8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査マニュアル	Q-2-A3	品質監査G																																																																															
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合等管理マニュアル	Q-2-N1	品質保証G																																																																															

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考																																																																							
	<p>表 7-1 施設の管理に関する業務の担当課長</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名称</td><td>管理担当課長</td></tr> <tr> <td>燃料加工建屋の機械設備 (原料の受け入れからペレット加工の設備まで、及び換気空調設備 (ローカルクーラ、パッケージを含む)、固体廃棄設備 (※2)、重大事故対処設備 (可搬型、局所消火装置を含む) (※2))</td><td>ペレット機械課長</td></tr> <tr> <td>燃料加工建屋の機械設備 (燃料棒加工から梱包までの設備、ユーティリティ設備 (消火装置含む。)、分析設備、液体廃棄設備 (海洋放出管理系 (※2) を含む) (換気設備を除く、空調用熱源設備、ガス設備を含む))</td><td>集合体機械課長</td></tr> <tr> <td>燃料加工建屋の電気設備</td><td>電気設備課長</td></tr> <tr> <td>燃料加工建屋の計装設備 (放射線管理設備 (※1) を含む)</td><td>計装設備課長</td></tr> <tr> <td>貯蔵容器搬送用洞道 (※2)</td><td>土木課長</td></tr> <tr> <td>燃料加工建屋</td><td>建築課長</td></tr> </table> <p>(※1) 再処理施設及び廃棄物管理施設と共に用する部分を含む。</p> <p>(※2) 再処理施設と共に用する部分を含む。</p>	施設名称	管理担当課長	燃料加工建屋の機械設備 (原料の受け入れからペレット加工の設備まで、及び換気空調設備 (ローカルクーラ、パッケージを含む)、固体廃棄設備 (※2)、重大事故対処設備 (可搬型、局所消火装置を含む) (※2))	ペレット機械課長	燃料加工建屋の機械設備 (燃料棒加工から梱包までの設備、ユーティリティ設備 (消火装置含む。)、分析設備、液体廃棄設備 (海洋放出管理系 (※2) を含む) (換気設備を除く、空調用熱源設備、ガス設備を含む))	集合体機械課長	燃料加工建屋の電気設備	電気設備課長	燃料加工建屋の計装設備 (放射線管理設備 (※1) を含む)	計装設備課長	貯蔵容器搬送用洞道 (※2)	土木課長	燃料加工建屋	建築課長	<p>表 7-1 施設の管理に関する施設所管 GM</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名称</td><td>施設所管 GM</td></tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備本体</td><td>キャスク設計製造 GM</td></tr> <tr> <td>機械設備、電気設備、計測制御設備</td><td>保全 GM</td></tr> <tr> <td>建物・構築物、消防設備</td><td>土木・建築 GM、防災安全 GM</td></tr> <tr> <td>放射線管理設備</td><td>環境・放射線管理 GM、保全 GM</td></tr> <tr> <td>通信連絡設備</td><td>総務 GM</td></tr> </table>	施設名称	施設所管 GM	使用済燃料貯蔵設備本体	キャスク設計製造 GM	機械設備、電気設備、計測制御設備	保全 GM	建物・構築物、消防設備	土木・建築 GM、防災安全 GM	放射線管理設備	環境・放射線管理 GM、保全 GM	通信連絡設備	総務 GM																																														
施設名称	管理担当課長																																																																									
燃料加工建屋の機械設備 (原料の受け入れからペレット加工の設備まで、及び換気空調設備 (ローカルクーラ、パッケージを含む)、固体廃棄設備 (※2)、重大事故対処設備 (可搬型、局所消火装置を含む) (※2))	ペレット機械課長																																																																									
燃料加工建屋の機械設備 (燃料棒加工から梱包までの設備、ユーティリティ設備 (消火装置含む。)、分析設備、液体廃棄設備 (海洋放出管理系 (※2) を含む) (換気設備を除く、空調用熱源設備、ガス設備を含む))	集合体機械課長																																																																									
燃料加工建屋の電気設備	電気設備課長																																																																									
燃料加工建屋の計装設備 (放射線管理設備 (※1) を含む)	計装設備課長																																																																									
貯蔵容器搬送用洞道 (※2)	土木課長																																																																									
燃料加工建屋	建築課長																																																																									
施設名称	施設所管 GM																																																																									
使用済燃料貯蔵設備本体	キャスク設計製造 GM																																																																									
機械設備、電気設備、計測制御設備	保全 GM																																																																									
建物・構築物、消防設備	土木・建築 GM、防災安全 GM																																																																									
放射線管理設備	環境・放射線管理 GM、保全 GM																																																																									
通信連絡設備	総務 GM																																																																									
	<p>表 27-1 社員等への保安教育実施方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">教育項目</th><th rowspan="2">内 容</th><th rowspan="2">実施時期</th><th colspan="3">区分</th></tr> <tr> <th>加工施設の保安に関する社員</th><th>臨時雇員</th><th>請負事業者等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令及び保安規定 遵守に関する事項以上 (※1)</td><td>法及びその関連法令のうち MOX 燃料加工事業に係る事項、MOX 燃料加工施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関する基礎教育</td><td>1回／年</td><td>◎ (※1)</td><td>◎ (※1)</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>◎：すべての教育が対象 (※1)：組織に属する者を対象とする。</p>	教育項目	内 容	実施時期	区分			加工施設の保安に関する社員	臨時雇員	請負事業者等	法令及び保安規定 遵守に関する事項以上 (※1)	法及びその関連法令のうち MOX 燃料加工事業に係る事項、MOX 燃料加工施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関する基礎教育	1回／年	◎ (※1)	◎ (※1)	—	<p>表 25-1 センター員への保安教育実施方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大分類</th><th colspan="4">保安教育の内容</th><th colspan="2">対象者及び教育時間^{※2}</th></tr> <tr> <th>中分類 (貯蔵規則第 37 条の内容)</th><th>小分類 (項目)</th><th>内容</th><th>実施時期</th><th>操作を行う者</th><th>操作を行う者以外の者 (管理を行なう者含む)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入所時に実施する教育^{※1}</td><td>関係法令及び保安規定の遵守に関すること</td><td>原子炉等規制法</td><td>原子炉等規制法に関する概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること</td><td rowspan="2">入所時 (新規配属時)</td><td>◎ (1.0 時間以上)</td><td>◎ (1.0 時間以上)</td></tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること</td><td>設備概要、主要設備の機能</td><td>使用済燃料貯蔵施設のしくみ</td><td>◎ (0.5 時間以上)</td><td>◎ (0.5 時間以上)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>金属キャスク等主要機器の構造、性能及び操作に関する概要</td><td></td><td>◎ (0.5 時間以上)</td><td>○ (0.5 時間以上)</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大分類</th><th colspan="4">保安教育の内容</th><th colspan="2">対象者及び教育時間^{※2}</th></tr> <tr> <th>中分類 (貯蔵規則第 37 条の内容)</th><th>小分類 (項目)</th><th>内容</th><th>実施時期</th><th>操作を行う者</th><th>操作を行う者以外の者 (管理を行なう者含む)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他反復教育</td><td>関係法令及び保安規定の遵守に関すること</td><td>使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること</td><td>保安規定 (総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録) の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること</td><td rowspan="2">1回／ 10 年毎以上</td><td>◎ (1.0 時間以上)</td><td>○ (1.0 時間以上)</td></tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵施設の操作に関すること</td><td>設備概要、主要設備の機能</td><td>金属キャスク等主要機器の操作に関する概要</td><td>◎ (0.5 時間以上)</td><td>×</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：各 GM が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。 ◎：全員が教育の対象 ○：業務に関連する者が教育の対象 ×：教育の対象外 ()：合計の教育時間</p>	大分類	保安教育の内容				対象者及び教育時間 ^{※2}		中分類 (貯蔵規則第 37 条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	操作を行う者	操作を行う者以外の者 (管理を行なう者含む)	入所時に実施する教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関する概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	入所時 (新規配属時)	◎ (1.0 時間以上)	◎ (1.0 時間以上)	使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること	設備概要、主要設備の機能	使用済燃料貯蔵施設のしくみ	◎ (0.5 時間以上)	◎ (0.5 時間以上)			金属キャスク等主要機器の構造、性能及び操作に関する概要		◎ (0.5 時間以上)	○ (0.5 時間以上)	大分類	保安教育の内容				対象者及び教育時間 ^{※2}		中分類 (貯蔵規則第 37 条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	操作を行う者	操作を行う者以外の者 (管理を行なう者含む)	その他反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること	保安規定 (総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録) の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	1回／ 10 年毎以上	◎ (1.0 時間以上)	○ (1.0 時間以上)	使用済燃料貯蔵施設の操作に関すること	設備概要、主要設備の機能	金属キャスク等主要機器の操作に関する概要	◎ (0.5 時間以上)	×	
教育項目	内 容				実施時期	区分																																																																				
		加工施設の保安に関する社員	臨時雇員	請負事業者等																																																																						
法令及び保安規定 遵守に関する事項以上 (※1)	法及びその関連法令のうち MOX 燃料加工事業に係る事項、MOX 燃料加工施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関する基礎教育	1回／年	◎ (※1)	◎ (※1)	—																																																																					
大分類	保安教育の内容				対象者及び教育時間 ^{※2}																																																																					
	中分類 (貯蔵規則第 37 条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	操作を行う者	操作を行う者以外の者 (管理を行なう者含む)																																																																				
入所時に実施する教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関する概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	入所時 (新規配属時)	◎ (1.0 時間以上)	◎ (1.0 時間以上)																																																																				
	使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること	設備概要、主要設備の機能	使用済燃料貯蔵施設のしくみ		◎ (0.5 時間以上)	◎ (0.5 時間以上)																																																																				
		金属キャスク等主要機器の構造、性能及び操作に関する概要		◎ (0.5 時間以上)	○ (0.5 時間以上)																																																																					
大分類	保安教育の内容				対象者及び教育時間 ^{※2}																																																																					
	中分類 (貯蔵規則第 37 条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	操作を行う者	操作を行う者以外の者 (管理を行なう者含む)																																																																				
その他反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること	保安規定 (総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録) の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	1回／ 10 年毎以上	◎ (1.0 時間以上)	○ (1.0 時間以上)																																																																				
	使用済燃料貯蔵施設の操作に関すること	設備概要、主要設備の機能	金属キャスク等主要機器の操作に関する概要		◎ (0.5 時間以上)	×																																																																				

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考																																																		
	<p>表 28-1 保安記録 (その1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> <th>表 29-1 に基づき記録が発生する段階¹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の施設管理(加工規則第7条の4第1項に規定するもの)をいう。以下この表において同じ。)に係る記録 (1) 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>許認可業務課長</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>(2) 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した担当課長</td> <td>施設管理を実施した後5年が経過するまでの期間</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>(3) 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した担当課長</td> <td>評価を実施した後5年が経過するまでの期間</td> <td>①</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1 に基づき記録が発生する段階 ¹	1. 加工施設の施設管理(加工規則第7条の4第1項に規定するもの)をいう。以下この表において同じ。)に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	許認可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	①	(2) 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した後5年が経過するまでの期間	①	(3) 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した担当課長	評価を実施した後5年が経過するまでの期間	①	<p>表 28-1 保安記録 (1/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> <th>表 29-1 に基づき記録が発生する段階¹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理 (貯蔵規則第31条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名)</td> <td>確認の都度</td> <td>施設管理を実施した担当課長</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>(2) 貯蔵規則第31条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>施設管理を実施した担当課長</td> <td>施設管理を実施した後5年が経過するまでの期間</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>(3) 貯蔵規則第31条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>受入れの都度</td> <td>受入れの担当課長</td> <td>受入れの都度 (②の段階で定める) 払出しまでの期間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>2. 一括登記 (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 (2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置</td> <td>配置又は配齊替えの都度</td> <td>配置又は配齊替えの担当課長</td> <td>配置又は配齊替えの時 (②の段階で定める) までの期間 払出しまでの期間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度</td> <td>連続して、ただし、貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器(溶接により密封する構造のものを除く。)に封入して貯蔵する場合における受入れの都度及び連続してとする。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1 に基づき記録が発生する段階 ¹	1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理 (貯蔵規則第31条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名)	確認の都度	施設管理を実施した担当課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	①	(2) 貯蔵規則第31条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	評価の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した後5年が経過するまでの期間	①	(3) 貯蔵規則第31条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	受入れの都度	受入れの担当課長	受入れの都度 (②の段階で定める) 払出しまでの期間	②	2. 一括登記 (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 (2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	配置又は配齊替えの都度	配置又は配齊替えの担当課長	配置又は配齊替えの時 (②の段階で定める) までの期間 払出しまでの期間	②	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	連続して、ただし、貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器(溶接により密封する構造のものを除く。)に封入して貯蔵する場合における受入れの都度及び連続してとする。				
記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1 に基づき記録が発生する段階 ¹																																																	
1. 加工施設の施設管理(加工規則第7条の4第1項に規定するもの)をいう。以下この表において同じ。)に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	許認可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	①																																																	
(2) 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した後5年が経過するまでの期間	①																																																	
(3) 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した担当課長	評価を実施した後5年が経過するまでの期間	①																																																	
記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1 に基づき記録が発生する段階 ¹																																																	
1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理 (貯蔵規則第31条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名)	確認の都度	施設管理を実施した担当課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	①																																																	
(2) 貯蔵規則第31条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	評価の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した後5年が経過するまでの期間	①																																																	
(3) 貯蔵規則第31条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	受入れの都度	受入れの担当課長	受入れの都度 (②の段階で定める) 払出しまでの期間	②																																																	
2. 一括登記 (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 (2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	配置又は配齊替えの都度	配置又は配齊替えの担当課長	配置又は配齊替えの時 (②の段階で定める) までの期間 払出しまでの期間	②																																																	
(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	連続して、ただし、貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器(溶接により密封する構造のものを除く。)に封入して貯蔵する場合における受入れの都度及び連続してとする。																																																				

¹: ①: 設計及び工事段階 ②: 核燃料物質等の運搬を開始する前まで

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考																																																		
	<p>表 28-1 保安記録 (その2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> <th>表 29-1に基づき記録が発生する段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 放射線管理記録 (※1) (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度</td> <td>1日間の平均濃度にあっては毎日1回、3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回</td> <td>(②)の段階で定める</td> <td>10年間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回</td> <td>(②)の段階で定める</td> <td>10年間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(3) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出した者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</td> <td>1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回</td> <td>(②)の段階で定める</td> <td>放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1に基づき記録が発生する段階	2. 放射線管理記録 (※1) (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあっては毎日1回、3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回	(②)の段階で定める	10年間	②	(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	(②)の段階で定める	10年間	②	(3) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出した者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回	(②)の段階で定める	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②	<p>表 28-1 保安記録 (2/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> <th>表 29-1に基づき記録が発生する段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) 使用済燃料を封入した容器(密接に上り密封する場合を除く。)の蓋部の密封監視のための重量</td> <td>連続して</td> <td>(②)の段階で定める</td> <td>私出しまでの期間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(5) 使用済燃料の収集設から払い出した使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受け入れから払い出しまでの期間</td> <td>払い出しの都度</td> <td>(②)の段階で定める</td> <td>10年間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(6) 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度及び圧力</td> <td>連続して</td> <td>(②)の段階で定める</td> <td>1年間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(7) 警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その都度</td> <td>(②)の段階で定める</td> <td>1年間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(8) 保安規定に定める使用済燃料貯蔵施設の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</td> <td>操作の開始及び交代の都度</td> <td>(②)の段階で定める</td> <td>1年間</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1に基づき記録が発生する段階	(4) 使用済燃料を封入した容器(密接に上り密封する場合を除く。)の蓋部の密封監視のための重量	連続して	(②)の段階で定める	私出しまでの期間	②	(5) 使用済燃料の収集設から払い出した使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受け入れから払い出しまでの期間	払い出しの都度	(②)の段階で定める	10年間	②	(6) 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度及び圧力	連続して	(②)の段階で定める	1年間	②	(7) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	(②)の段階で定める	1年間	②	(8) 保安規定に定める使用済燃料貯蔵施設の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	(②)の段階で定める	1年間	②	
記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1に基づき記録が発生する段階																																																	
2. 放射線管理記録 (※1) (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあっては毎日1回、3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回	(②)の段階で定める	10年間	②																																																	
(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	(②)の段階で定める	10年間	②																																																	
(3) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出した者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回	(②)の段階で定める	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②																																																	
記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1に基づき記録が発生する段階																																																	
(4) 使用済燃料を封入した容器(密接に上り密封する場合を除く。)の蓋部の密封監視のための重量	連続して	(②)の段階で定める	私出しまでの期間	②																																																	
(5) 使用済燃料の収集設から払い出した使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受け入れから払い出しまでの期間	払い出しの都度	(②)の段階で定める	10年間	②																																																	
(6) 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度及び圧力	連続して	(②)の段階で定める	1年間	②																																																	
(7) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	(②)の段階で定める	1年間	②																																																	
(8) 保安規定に定める使用済燃料貯蔵施設の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	(②)の段階で定める	1年間	②																																																	

* ①: 設計及び工事段階 ②: 核燃料物質等の運搬を開始する前まで

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考																																		
	<p>表 28-1 保安記録 (その2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th><th>記録すべき場合</th><th>作成及び保存責任者</th><th>保存期間</th><th>表 29-1 に基づき記録が発生する段階</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 放射線管理記録 (※1) (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度</td><td>1日間の平均濃度にあっては毎日1回、3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回</td><td>(②)の段階で定める</td><td>10年間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td><td>毎週1回</td><td>(②)の段階で定める</td><td>10年間</td><td>②</td></tr> <tr> <td>(3) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出した者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</td><td>1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回</td><td>(②)の段階で定める</td><td>放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</td><td>②</td></tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1 に基づき記録が発生する段階	2. 放射線管理記録 (※1) (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあっては毎日1回、3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回	(②)の段階で定める	10年間	②	(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	(②)の段階で定める	10年間	②	(3) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出した者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回	(②)の段階で定める	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②	<p>表 28-1 保安記録 (3/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)</th><th>記録すべき場合</th><th>作成及び保存責任者</th><th>保存期間</th><th>表 29-1 に基づき記録が発生する段階</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(9) 貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵されるための構造をする容器(密接により密封する構造のものを除く)に封入して貯蔵する場合における次の記録</td><td>受入れの都度 (②の段階で定める)</td><td>受入れの都度 (②の段階で定める)</td><td>払出しまでの期間</td><td></td></tr> <tr> <td>(i) 使用済燃料を封入した容器の記録 (ii) 外観 (iii) 護蓋いらず (iv) 真空包装した後の貯度又は不活性ガスを充填した後の貯度及び充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (v) 表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率 (vi) 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観 (vii) 吊り上げられるため及び使用済燃料貯蔵庫の内部の床面に固定されるために必要な装置の外観 (viii) 重量 (ix) 表面の放射性物質の密度 (x) 使用済燃料の記録 (i) 外観 (ii) 燃焼性 (iii) 取出しどから容器への封入までの期間 (iv) 取出しどから容器への封入までの期間 (v) 当該使用済燃料の配置</td><td></td><td></td><td>②</td></tr> </tbody> </table> <p>* ①: 設計及び工事段階 ②: 核燃料物質等の運搬を開始する前まで</p>	記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1 に基づき記録が発生する段階	(9) 貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵されるための構造をする容器(密接により密封する構造のものを除く)に封入して貯蔵する場合における次の記録	受入れの都度 (②の段階で定める)	受入れの都度 (②の段階で定める)	払出しまでの期間		(i) 使用済燃料を封入した容器の記録 (ii) 外観 (iii) 護蓋いらず (iv) 真空包装した後の貯度又は不活性ガスを充填した後の貯度及び充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (v) 表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率 (vi) 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観 (vii) 吊り上げられるため及び使用済燃料貯蔵庫の内部の床面に固定されるために必要な装置の外観 (viii) 重量 (ix) 表面の放射性物質の密度 (x) 使用済燃料の記録 (i) 外観 (ii) 燃焼性 (iii) 取出しどから容器への封入までの期間 (iv) 取出しどから容器への封入までの期間 (v) 当該使用済燃料の配置			②	
記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1 に基づき記録が発生する段階																																	
2. 放射線管理記録 (※1) (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあっては毎日1回、3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回	(②)の段階で定める	10年間	②																																	
(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	(②)の段階で定める	10年間	②																																	
(3) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出した者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回	(②)の段階で定める	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②																																	
記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1 に基づき記録が発生する段階																																	
(9) 貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵されるための構造をする容器(密接により密封する構造のものを除く)に封入して貯蔵する場合における次の記録	受入れの都度 (②の段階で定める)	受入れの都度 (②の段階で定める)	払出しまでの期間																																		
(i) 使用済燃料を封入した容器の記録 (ii) 外観 (iii) 護蓋いらず (iv) 真空包装した後の貯度又は不活性ガスを充填した後の貯度及び充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (v) 表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率 (vi) 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観 (vii) 吊り上げられるため及び使用済燃料貯蔵庫の内部の床面に固定されるために必要な装置の外観 (viii) 重量 (ix) 表面の放射性物質の密度 (x) 使用済燃料の記録 (i) 外観 (ii) 燃焼性 (iii) 取出しどから容器への封入までの期間 (iv) 取出しどから容器への封入までの期間 (v) 当該使用済燃料の配置			②																																		

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】					RF S保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考																																															
	表 28-1 保安記録（その3）					表 28-1 保安記録（4／8）																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> <th>エラー！参照が見つかりません。 に基づき記録が発生する段階2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</td> <td>原子力規制委員会が定める5年間ににおいて毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）</td> <td>（②の段階で定める）</td> <td>放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</td> <td>その都度</td> <td>（②の段階で定める）</td> <td>放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</td> <td>その者が当該業務に就く時</td> <td>（②の段階で定める）</td> <td>放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(7) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</td> <td>運搬の都度</td> <td>（②の段階で定める）</td> <td>1年間</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射</td> <td>廃棄の都度</td> <td>（③の段階で定める）</td> <td>法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を</td> <td>③</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	エラー！参照が見つかりません。 に基づき記録が発生する段階2	(4) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間ににおいて毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	（②の段階で定める）	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②	(5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	（②の段階で定める）	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②	(6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	（②の段階で定める）	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②	(7) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	（②の段階で定める）	1年間	②		(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射	廃棄の都度	（③の段階で定める）	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を	③		<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項（貯蔵規則第27条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> <th>表29-1に基づき記録が発生する段階4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 放射線管理記録 (1) 使用済燃料貯蔵設備本体（法第43条の27第2項の認可を受けた場合を除く。）、放射性廃棄物の収集施設等の放射線遮蔽物の隔壁における線量当量率</td> <td>毎日計測中1回。 ただし、法第43条の27第2項の認可を受けた場合にあっては毎週1回とする。</td> <td>（②の段階で定める）</td> <td>10年間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回</td> <td>（②の段階で定める）</td> <td>10年間</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項（貯蔵規則第27条に基づく記録）	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表29-1に基づき記録が発生する段階4	3. 放射線管理記録 (1) 使用済燃料貯蔵設備本体（法第43条の27第2項の認可を受けた場合を除く。）、放射性廃棄物の収集施設等の放射線遮蔽物の隔壁における線量当量率	毎日計測中1回。 ただし、法第43条の27第2項の認可を受けた場合にあっては毎週1回とする。	（②の段階で定める）	10年間	②	(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	（②の段階で定める）	10年間	②	<p>* ①：設計及び工事段階 ②：核燃料物質等の運搬を開始する前まで</p>				
記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	エラー！参照が見つかりません。 に基づき記録が発生する段階2																																																		
(4) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間ににおいて毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	（②の段階で定める）	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②																																																		
(5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	（②の段階で定める）	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②																																																		
(6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	（②の段階で定める）	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②																																																		
(7) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	（②の段階で定める）	1年間	②																																																		
(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射	廃棄の都度	（③の段階で定める）	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を	③																																																		
記録事項（貯蔵規則第27条に基づく記録）	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表29-1に基づき記録が発生する段階4																																																		
3. 放射線管理記録 (1) 使用済燃料貯蔵設備本体（法第43条の27第2項の認可を受けた場合を除く。）、放射性廃棄物の収集施設等の放射線遮蔽物の隔壁における線量当量率	毎日計測中1回。 ただし、法第43条の27第2項の認可を受けた場合にあっては毎週1回とする。	（②の段階で定める）	10年間	②																																																		
(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	（②の段階で定める）	10年間	②																																																		

①：設計及び工事段階 ②：使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前まで

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】					RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）					備考		
	性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (9) 放射性廃棄物を容器に封入した場合には、その方法	封入の都度	(③の段階で定める)	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	③								
表 28-1 保安記録（その4）													
表 28-1 保安記録（5／8）													
記録事項 記録すべき場合 作成及び保存責任者 保存期間 表 29-1に基づき記録が発生する段階3													
3. 操作記録 (1) 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量													
(1) 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量													
(2) 保安上特に管理を必要とする設備における温度、圧力及び流量の値													
(3) 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻													
(4) 警報装置から発せられた警報の内容													
(5) 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者の氏名並びにこれらの者の交代の時刻													
4. MOX燃料加工施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時													
(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置													
(3) 事故の原因													

³ ①：設計及び工事段階 ②：使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前まで

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】					RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）				備考																																																																												
			受けるまでの期間																																																																																			
表 28-1 保安記録（その5）					表 28-1 保安記録（6／8）																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> <th>表 29-1に基づき記録が発生する段階④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>(③の段階で定める)</td> <td>法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>5. 気象記録 (1) 風向及び風速</td> <td>連続して</td> <td>(③の段階で定める)</td> <td>10年間</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>(2) 降雨量</td> <td>連続して</td> <td>(③の段階で定める)</td> <td>10年間</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>(3) 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>(③の段階で定める)</td> <td>10年間</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>6. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>教育課長</td> <td>5年間</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>(2) 保安教育の実施日時及び項目</td> <td>実施の都度</td> <td>教育課長</td> <td>5年間</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>(3) 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>教育課長</td> <td>5年間</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>7. 品質管理基準規則第4条第3項に規程する品質マネジメントシステム文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他に掲げるものを除く）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>当該文書で定められた作成責任者（※2）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> <td>①</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) : 線量等の記載については線量告示第3条に基づくものとする。 (※2) : 社長が行う品質保証に係る業務に関する記録の作成及び保存は<u>安全・品質本部長、監査室長</u>が行う品質保証に係る業務に関する記録の作成及び保存は<u>監査室長、調達室長</u>が行う品質保証に係る業務に関する記録の作成及び保存は<u>資材部長、事業部長</u>が行う品質保証に係る業務に関する記録の作成及び保存は<u>品質保証課長</u>とする</p>	記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1に基づき記録が発生する段階④	(4) 事故後の処置	その都度	(③の段階で定める)	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	③	5. 気象記録 (1) 風向及び風速	連続して	(③の段階で定める)	10年間	③	(2) 降雨量	連続して	(③の段階で定める)	10年間	③	(3) 大気温度	連続して	(③の段階で定める)	10年間	③	6. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画	策定の都度	教育課長	5年間	①	(2) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	教育課長	5年間	①	(3) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	教育課長	5年間	①	7. 品質管理基準規則第4条第3項に規程する品質マネジメントシステム文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他に掲げるものを除く）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書で定められた作成責任者（※2）	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	①	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>記録事項（貯蔵規則第27条に基づき記録）</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> <th>表 29-1に基づき記録が発生する段階⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経験及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</td> <td>その者が当該業務に就く時</td> <td>(②の段階で定める)</td> <td>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合はその記録を保管している期間が5年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すまでの期間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(7) 事業所の外において運搬した使用済燃料等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</td> <td>運搬の都度</td> <td>(②の段階で定める)</td> <td>1年間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一緒に個別に固型化した場合は容器の種類及び封入並びに比重並びにその重量の日、廃所及び方法</td> <td>廃棄の都度</td> <td>(②の段階で定める)</td> <td>法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(9) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td> <td>封入又は固型化的都度</td> <td>(②の段階で定める)</td> <td>法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(10) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</td> <td>広がりの防止及び除去の都度</td> <td>(②の段階で定める)</td> <td>1年間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>4. 使用済燃料貯蔵施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>(②の段階で定める)</td> <td>法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項（貯蔵規則第27条に基づき記録）	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1に基づき記録が発生する段階⑥	(6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経験及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	(②の段階で定める)	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合はその記録を保管している期間が5年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すまでの期間	②	(7) 事業所の外において運搬した使用済燃料等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	(②の段階で定める)	1年間	②	(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一緒に個別に固型化した場合は容器の種類及び封入並びに比重並びにその重量の日、廃所及び方法	廃棄の都度	(②の段階で定める)	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	②	(9) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化的都度	(②の段階で定める)	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	②	(10) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	(②の段階で定める)	1年間	②	4. 使用済燃料貯蔵施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	(②の段階で定める)	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	②					
記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1に基づき記録が発生する段階④																																																																																		
(4) 事故後の処置	その都度	(③の段階で定める)	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	③																																																																																		
5. 気象記録 (1) 風向及び風速	連続して	(③の段階で定める)	10年間	③																																																																																		
(2) 降雨量	連続して	(③の段階で定める)	10年間	③																																																																																		
(3) 大気温度	連続して	(③の段階で定める)	10年間	③																																																																																		
6. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画	策定の都度	教育課長	5年間	①																																																																																		
(2) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	教育課長	5年間	①																																																																																		
(3) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	教育課長	5年間	①																																																																																		
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規程する品質マネジメントシステム文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他に掲げるものを除く）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書で定められた作成責任者（※2）	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	①																																																																																		
記録事項（貯蔵規則第27条に基づき記録）	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1に基づき記録が発生する段階⑥																																																																																		
(6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経験及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	(②の段階で定める)	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合はその記録を保管している期間が5年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すまでの期間	②																																																																																		
(7) 事業所の外において運搬した使用済燃料等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	(②の段階で定める)	1年間	②																																																																																		
(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一緒に個別に固型化した場合は容器の種類及び封入並びに比重並びにその重量の日、廃所及び方法	廃棄の都度	(②の段階で定める)	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	②																																																																																		
(9) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化的都度	(②の段階で定める)	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	②																																																																																		
(10) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	(②の段階で定める)	1年間	②																																																																																		
4. 使用済燃料貯蔵施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	(②の段階で定める)	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	②																																																																																		

⁴ ①: 設計及び工事段階 ②: 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前まで

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考																																												
	<p>表 28-1 保安記録 (その6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> <th>表 29-1に基づき記録が発生する段階5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加工規則第3条の4の3に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>検査実施責任者</td> <td>当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間</td> <td>①</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1に基づき記録が発生する段階5	加工規則第3条の4の3に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間	①	<p>表 28-1 保安記録 (7/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> <th>表 29-1に基づき記録が発生する段階7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>(②の段階で定める) 法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> <td>法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(3) 事故の原因</td> <td>その都度</td> <td>(②の段階で定める) 法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> <td>法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(4) 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>(②の段階で定める) 法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> <td>法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>5. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>策定の都度</td> <td>總務G/M 5年間</td> <td>總務G/M 5年間</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>6. 品質規則第4条第3項に規定する品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)</td> <td>実施の都度</td> <td>總務G/M 5年間</td> <td>當該文書又は記録の作成又は変更された作成責任者 後5年が経過するまでの期間</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>7. 第35条の2第1項各号の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>技術G/M 法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> <td>法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table> <p>⁵ ①: 設計及び工事段階 ②: 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前まで</p>	記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1に基づき記録が発生する段階7	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	(②の段階で定める) 法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	②	(3) 事故の原因	その都度	(②の段階で定める) 法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	②	(4) 事故後の処置	その都度	(②の段階で定める) 法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	②	5. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度	總務G/M 5年間	總務G/M 5年間	①	6. 品質規則第4条第3項に規定する品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	実施の都度	總務G/M 5年間	當該文書又は記録の作成又は変更された作成責任者 後5年が経過するまでの期間	①	7. 第35条の2第1項各号の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果	評価の都度	技術G/M 法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	②
記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1に基づき記録が発生する段階5																																											
加工規則第3条の4の3に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間	①																																											
記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1に基づき記録が発生する段階7																																											
(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	(②の段階で定める) 法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	②																																											
(3) 事故の原因	その都度	(②の段階で定める) 法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	②																																											
(4) 事故後の処置	その都度	(②の段階で定める) 法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	②																																											
5. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度	總務G/M 5年間	總務G/M 5年間	①																																											
6. 品質規則第4条第3項に規定する品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	実施の都度	總務G/M 5年間	當該文書又は記録の作成又は変更された作成責任者 後5年が経過するまでの期間	①																																											
7. 第35条の2第1項各号の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果	評価の都度	技術G/M 法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	②																																											

⁵ ①: 設計及び工事段階 ②: 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前まで

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】					RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考													
	(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項																			
						表 28-1 保安記録 (8 / 8)														
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> <th>表 29-1に基づき記録が発生する段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規範規則第 5 条に基づく記録 1. 使用事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査に係る教育訓練に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>検査実施責任者</td> <td>当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間 ①</td> </tr> <tr> <td>規範規則第 14 条に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査に係る教育訓練に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>検査実施責任者</td> <td>その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの間 ②</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ①：設立及び工事段階 ②：核燃料物質等の運搬を開始する前まで</p>	記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1に基づき記録が発生する段階	規範規則第 5 条に基づく記録 1. 使用事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査に係る教育訓練に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間 ①	規範規則第 14 条に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査に係る教育訓練に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの間 ②	
記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 29-1に基づき記録が発生する段階																
規範規則第 5 条に基づく記録 1. 使用事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査に係る教育訓練に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間 ①																	
規範規則第 14 条に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査に係る教育訓練に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの間 ②																	

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	R F S 保安規定【建設段階】 （2020. 7. 28 申請版）	備考																																										
		<p>表28-2 保安記録(品質マネジメントシステム関連) (1／2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録 (貯蔵規則第27条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書 第5条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d)に定める文書</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>(1)マネジメントレビューの結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(2)要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(3)個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(4)個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(5)個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(6)設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(7)設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(8)設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(9)設計開発の変更に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(10)設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(11)供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書 第5条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d)に定める文書	△	△	2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録	△	△	(1)マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(2)要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5年	(3)個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	(4)個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	(5)個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5年	(6)設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	(7)設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	(8)設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	(9)設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5年	(10)設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	(11)供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	
記録 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間																																											
1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書 第5条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d)に定める文書	△	△																																											
2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録	△	△																																											
(1)マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																											
(2)要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5年																																											
(3)個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年																																											
(4)個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年																																											
(5)個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5年																																											
(6)設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年																																											
(7)設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年																																											
(8)設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年																																											
(9)設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5年																																											
(10)設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年																																											
(11)供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年																																											
		<p>表28-2 保安記録(品質マネジメントシステム関連) (2／2)</p>																																											

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）	備考																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（貯蔵規則第27条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合（必要に応じて）の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(15) 校正又は検証の根拠の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(18) 内部監査結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録）</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置（特別採用を含む）に係る記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 28-1 を適用する場合は、本表を適用しない。</p>	記録（貯蔵規則第27条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合（必要に応じて）の記録	作成の都度	5年	(15) 校正又は検証の根拠の記録	作成の都度	5年	(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5年	(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年	(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5年	(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録）	作成の都度	5年	(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5年	(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置（特別採用を含む）に係る記録	作成の都度	5年	(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年	
記録（貯蔵規則第27条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																																								
(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年																																								
(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年																																								
(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合（必要に応じて）の記録	作成の都度	5年																																								
(15) 校正又は検証の根拠の記録	作成の都度	5年																																								
(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5年																																								
(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年																																								
(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5年																																								
(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録）	作成の都度	5年																																								
(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5年																																								
(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置（特別採用を含む）に係る記録	作成の都度	5年																																								
(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録	作成の都度	5年																																								
(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年																																								
附 則	附則（令和 年 日 原規規発第 号） (施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 (営業運転を開始する前までの経過措置) 第2条 営業運転を開始する前まで、本規定について下表のとおり読み替える。 本規定中の用語読み替え 東通原子力発電所 所長 東通原子力建設所 建設所長 (核燃料物質を原子炉に装荷する前までの経過措置) 第3条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までは、第107条第6項を以下のとおり読み替える。 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で設置の工事における保全活動																																									

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】	MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】	RFS保安規定【建設段階】 (2020.7.28 申請版)	備考
<p>管理指標※1を設定する。</p> <p>(2) 組織は、保全活動管理指標の目標値※2を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 組織は、設置の工事着手までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に關することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>※1：設置の工事における保全活動管理指標について は、工事の進捗に応じて実施する構築物、系統及び 機器の使用前事業者検査が、計画どおりに完了して いることを指標として設定する。</p> <p>※2：設置の工事における保全活動管理指標の目標値 については、計画した使用前事業者検査が全て完了 し、合格していることとする。</p> <p>(核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めるこ と)</p> <p>第4条 本規定の条文について、核燃料物質を原子炉に装 荷する前までに設置の工事の各段階において、附則 表1に示す事項を定めて、必要な変更を行う。</p>			

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】			MOX 加工施設			RFS 保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）			備考		
附則 表1*			表 29-1 保安規定に段階的に定める事項（その1）			表 29-1 保安規定に段階的に定める事項（1/3）					
保安規定目次	核燃料物質を発電所に搬入する前まで	核燃料物質を原子炉に装荷する前まで	保安規定目次	設計及び工事段階	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	加工施設の使用を開始する前まで	保安規定目次	設計及び工事段階	金属キャスクを搬入する前まで		
第1章 <総則>			第1章 総則		○	○	○				
第1条 目的	○	○	第1条 目的		○	○	○				
第2条 基本方針	○	○	第2条 適用範囲		○	○	○				
第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守	○	○	第3条 規定の遵守		○	○	○				
第2章 <品質保証>			第4条 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上		○	○	○				
第3条 品質マネジメントシステム計画	○	○	第2章 品質保証								
第3章 <保安管理体制>			第5条 品質マネジメントシステム計画		○	○	○				
第4条 保安に関する組織	○	○	第6条 保安に関する組織		○	○	○				
第5条 保安に関する職務	○	○	第7条 職務		○	○	○				
第6条 原子力発電保安委員会	○	○	第8条 品質・保安会議の審議事項、構成等		○	○	○				
第7条 原子力発電保安運営委員会	○	○	第9条 燃料製造安全委員会の審議事項、構成等		○	○	○				
第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	○	○	第10条 安全・品質改革委員会の審議事項、構成等		○	○	○				
第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	○	○	核燃料取扱主任者の選任		○	○	○				
第9条 原子炉主任技術者の職務等	○	○	第4章 運転管理								
第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	○	○	操作員の確保								
第9条の3 主任技術者の情報交換	○	○	巡視点検								
第4章 <運転管理>			マニュアルの作成								
第11条 構成及び定義	○		引継及び通知								
第11条の2 原子炉の運転期間	○		設備運転開始前の確認事項								
第12条 原子炉の運転員の確保	○		試験操作								
第12条の2 運転管理業務	○		火災発生時の体制の整備								
第13条 巡視点検	○		内部溢水発生時の体制の整備								
第14条 マニュアルの作成	○		その他の自然災害発生時の体制の整備								
第15条 引継	○		資機材等の整備								
第16条 原子炉起動前の確認事項	○		重大事故等発生時の体制の整備								
第17条 火災発生時の体制の整備	○	○	大規模損壊発生時の体制の整備								
第17条の2 内部溢水発生時の体制の整備	○	○	運転上の制限								
第17条の3 火山影響等発生時の体制の整備	○	○	異常発生時の基本的な対応								
第17条の4 その他自然災害発生時等の体制の整備	○	○	異常時の措置								
第17条の5 有毒ガス発生時の体制の整備	○	○	異常収束後の措置								
第17条の6 資機材等の整備	○	○	第5章 核燃料物質の管理								
第17条の7 重大事故等発生時の体制の整備	○	○	核燃料物質の運搬		○	○					
第17条の8 大規模損壊発生時の体制の整備	○	○	核燃料物質の貯蔵		○	○					
第17条の9 電源機能等喪失時の体制の整備	○	○	第6章 放射性廃棄物管理								
			放射性固体廃棄物の管理								
			放射性液体廃棄物の管理								
			放射性気体廃棄物の管理								
			放出管理用測定器の管理								
			頻度の定義								
第1節 通則											
			第4章 <貯蔵管理>								
			(使用済燃料貯蔵設備の操作を行なう者の確保)								
			(巡視点検)								
			(手順の作成)								
			(貯蔵の計画)								
			(金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項)								
			(受入れ金属キャスクの確認)								
			(金属キャスクの運搬)								
			(使用済燃料貯蔵設備の操作)								
			(使用済燃料の貯蔵)								
			(払出し金属キャスクの確認)								
			第5章 <放射性廃棄物管理>								
			(放射性固体廃棄物の管理)								
			(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)								
			(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)								
			(放射性液体廃棄物の管理)								
			(頻度の定義)								
			第6章 <放射線管理>								
			(管理区域の設定及び解除)								
			(管理区域内における区域区分)								
			(管理区域内における特別措置)								
			(管理区域への出入管理)								
			(管理区域出入者の遵守事項)								
			(周辺監視区域)								
			(線量の評価)								
			(床、壁等の除染)								
			(外部放射線に係る線量当量率等の測定)								
			(放射線計測器類の管理)								
			(管理区域外等への搬出及び運搬)								
			(協力企業の放射線防護)								
			(頻度の定義)								

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】			MOX 加工施設			RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）			備考		
第2節 運転上の 留意事項	第18条 水質管理	○	表 29-1 保安規定に段階的に定める事項（その2）	保安規定目次	設計及び工事段階	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	加工施設の使用を開始する前まで	表 29-1 第2章 放射線管理に係る線量当量率等の測定(2/3) (使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)	○	○	○
第3節 運転上の 制限	第18条の2 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理	○									
	第19条 停止余裕	○									
	第20条 反応度監視	○									
	第21条 制御棒の動作確認	○									
	第22条 制御棒のスクラム機能	○									
	第23条 制御棒の操作	○									
	第24条 ほう酸水注入系	○									
	第25条 原子炉熱的制限値	○									
	第26条 原子炉熱出力及び炉心流量	○									
	第27条 計測及び制御設備	○									
	第28条 原子炉再循環ポンプ	○									
	第30条 主蒸気逃がし安全弁	○									
	第31条 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	○									
	第32条 非常用炉心冷却系等の系統圧力監視	○									
	第33条 原子炉冷却材中のよう素131濃度	○									
	第34条 原子炉停止時冷却系その1	○									
	第35条 原子炉停止時冷却系その2	○									
	第36条 原子炉停止時冷却系その3	○									
	第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率	○									
	第38条 原子炉圧力	○									
	第39条 非常用炉心冷却系その1	○									
	第40条 非常用炉心冷却系その2	○									
	第42条 主蒸気隔離弁	○									
	43条 格納容器及び原子炉格納容器隔離弁	○									
	第44条 サブレッショングレンチからドライバールへの真空破壊弁	○									
	第45条 サブレッショングループ平均水温	○									
	第46条 サブレッショングループの水位	○									
	第47条 可燃性ガス濃度制御系	○									
	第48条 格納容器内の酸素濃度	○									
	第49条 原子炉建屋	○									
	第50条 原子炉建屋給排気隔離弁	○									
	第51条 非常用ガス処理系	○									
	第52条 原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系	○									

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】			MOX 加工施設				RFS保安規定【建設段階】 （2020.7.28 申請版）				備考																																																																																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <tr><td>第53条 非常用ディーゼル発電設備冷却系</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第55条 使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第56条 燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第57条 中央制御室非常用換気空調系</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第58条 外部電源</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第59条 非常用ディーゼル発電機その1</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第60条 非常用ディーゼル発電機その2</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第62条 直流電源その1</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第63条 直流電源その2</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第64条 所内電源系統その1</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第65条 所内電源系統その2</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第66条 重大事故等対処設備</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第67条 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第68条 単一制御棒駆動機構の取り外し</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第69条 複数の制御棒引き抜きを伴う検査</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第70条 原子炉の昇温を伴う検査</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第71条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第72条 運転上の制限の確認</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第73条 運転上の制限を満足しない場合</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第74条 予防保全を目的とした点検・修復を実施する場合</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第75条 運転上の制限に関する記録</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第76条 異常発生時の基本的な対応</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第77条 異常時の措置</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第78条 異常収束後の措置</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td colspan="3">第5章 <燃料管理></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第79条 新燃料の運搬</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第80条 新燃料の貯蔵</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第81条 燃料の検査</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第82条 燃料の取替実施計画</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第83条 燃料移動手順</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第84条 燃料移動</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第85条 使用済燃料の貯蔵</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第86条 使用済燃料の運搬</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="3">第6章 <放射性廃棄物管理></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第87条 放射性廃棄物管理に係る基本方針</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第87条の2 頻度の定義</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第88条 放射性固体廃棄物の管理</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>			第53条 非常用ディーゼル発電設備冷却系		○	第55条 使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温		○	第56条 燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位		○	第57条 中央制御室非常用換気空調系		○	第58条 外部電源		○	第59条 非常用ディーゼル発電機その1		○	第60条 非常用ディーゼル発電機その2		○	第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等		○	第62条 直流電源その1		○	第63条 直流電源その2		○	第64条 所内電源系統その1		○	第65条 所内電源系統その2		○	第66条 重大事故等対処設備		○	第67条 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き		○	第68条 単一制御棒駆動機構の取り外し		○	第69条 複数の制御棒引き抜きを伴う検査		○	第70条 原子炉の昇温を伴う検査		○	第71条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査		○	第72条 運転上の制限の確認		○	第73条 運転上の制限を満足しない場合		○	第74条 予防保全を目的とした点検・修復を実施する場合		○	第75条 運転上の制限に関する記録		○	第76条 異常発生時の基本的な対応	○	○	第77条 異常時の措置		○	第78条 異常収束後の措置		○	第5章 <燃料管理>													第79条 新燃料の運搬	○	○											第80条 新燃料の貯蔵	○	○											第81条 燃料の検査		○											第82条 燃料の取替実施計画		○											第83条 燃料移動手順		○											第84条 燃料移動		○											第85条 使用済燃料の貯蔵		○											第86条 使用済燃料の運搬		○											第6章 <放射性廃棄物管理>													第87条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○	○											第87条の2 頻度の定義	○	○											第88条 放射性固体廃棄物の管理	○	○											表 29-1 保安規定に段階的に定める事項 (その3)				表 29-1 保安規定に段階的に定める事項 (3/3)					
第53条 非常用ディーゼル発電設備冷却系		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第55条 使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第56条 燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第57条 中央制御室非常用換気空調系		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第58条 外部電源		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第59条 非常用ディーゼル発電機その1		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第60条 非常用ディーゼル発電機その2		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第62条 直流電源その1		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第63条 直流電源その2		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第64条 所内電源系統その1		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第65条 所内電源系統その2		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第66条 重大事故等対処設備		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第67条 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第68条 単一制御棒駆動機構の取り外し		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第69条 複数の制御棒引き抜きを伴う検査		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第70条 原子炉の昇温を伴う検査		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第71条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第72条 運転上の制限の確認		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第73条 運転上の制限を満足しない場合		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第74条 予防保全を目的とした点検・修復を実施する場合		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第75条 運転上の制限に関する記録		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第76条 異常発生時の基本的な対応	○	○																																																																																																																																																																																																																																																														
第77条 異常時の措置		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第78条 異常収束後の措置		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第5章 <燃料管理>																																																																																																																																																																																																																																																																
第79条 新燃料の運搬	○	○																																																																																																																																																																																																																																																														
第80条 新燃料の貯蔵	○	○																																																																																																																																																																																																																																																														
第81条 燃料の検査		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第82条 燃料の取替実施計画		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第83条 燃料移動手順		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第84条 燃料移動		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第85条 使用済燃料の貯蔵		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第86条 使用済燃料の運搬		○																																																																																																																																																																																																																																																														
第6章 <放射性廃棄物管理>																																																																																																																																																																																																																																																																
第87条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○	○																																																																																																																																																																																																																																																														
第87条の2 頻度の定義	○	○																																																																																																																																																																																																																																																														
第88条 放射性固体廃棄物の管理	○	○																																																																																																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr><th>保安規定目次</th><th>設計及び工事段階</th><th>核燃料物質等の運搬を開始する前まで</th><th>加工施設の使用を開始する前まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第9章 緊急時の措置</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 原子力防災組織</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td> 原子力防災組織の要員</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td> 緊急作業従事者の選定</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td> 原子力防災資機材等の整備</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td> 通報経路</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td> 緊急時演習</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td> 通報</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td> 緊急時体制の発令</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td> 応急措置</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td> 緊急における活動</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td> 緊急作業従事者の線量管理等</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td> 緊急時体制の解除</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>第10章 保安教育</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 社員等への保安教育</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td> 請負事業者等への保安教育</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第11章 記録及び報告</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 記録</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td> 報告</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第12章 加工施設の使用を開始する前までに定める事項</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第29条 加工施設の使用を開始する前までに定める事項</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>			保安規定目次	設計及び工事段階	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	加工施設の使用を開始する前まで	第9章 緊急時の措置				原子力防災組織			○	原子力防災組織の要員			○	緊急作業従事者の選定			○	原子力防災資機材等の整備			○	通報経路			○	緊急時演習			○	通報			○	緊急時体制の発令			○	応急措置			○	緊急における活動			○	緊急作業従事者の線量管理等			○	緊急時体制の解除			○	第10章 保安教育				社員等への保安教育	○	○	○	請負事業者等への保安教育		○	○	第11章 記録及び報告				記録	○	○	○	報告		○	○	第12章 加工施設の使用を開始する前までに定める事項				第29条 加工施設の使用を開始する前までに定める事項	○	○		<table border="1"> <thead> <tr><th>保安規定目次</th><th>設計及び工事段階</th><th>金属キャスクを搬入する前まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第8章 <緊急時の措置></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 第1節 緊急時の措置</td><td></td><td></td></tr> <tr><td> (原子力防災組織)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (原子力防災組織の要員)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (緊急作業従事者の選定)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (原子力防災資機材等)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (通報経路)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (緊急時演習)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (通報)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (原子力防災態勢の発令)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (応急措置)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (緊急における活動)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (緊急作業従事者の線量管理等)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (原子力防災態勢の解除)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> 第2節 異常時の措置</td><td></td><td></td></tr> <tr><td> (異常時の基本的な対応)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (地震・火災等発生時の対応)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (電源機能喪失時の対応)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (異常時の措置)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td> (異常収束後の措置)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>第9章 <保安教育></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 第25条 センター員への保安教育</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td> (協力企業従業員への保安教育)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>第10章 <記録及び報告></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 第26条 記録</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td> (報告)</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>第11章 <使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 第27条 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td><附則></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				保安規定目次	設計及び工事段階	金属キャスクを搬入する前まで	第8章 <緊急時の措置>			第1節 緊急時の措置			(原子力防災組織)	—	○	(原子力防災組織の要員)	—	○	(緊急作業従事者の選定)	—	○	(原子力防災資機材等)	—	○	(通報経路)	—	○	(緊急時演習)	—	○	(通報)	—	○	(原子力防災態勢の発令)	—	○	(応急措置)	—	○	(緊急における活動)	—	○	(緊急作業従事者の線量管理等)	—	○	(原子力防災態勢の解除)	—	○	第2節 異常時の措置			(異常時の基本的な対応)	—	○	(地震・火災等発生時の対応)	—	○	(電源機能喪失時の対応)	—	○	(異常時の措置)	—	○	(異常収束後の措置)	—	○	第9章 <保安教育>			第25条 センター員への保安教育	○	○	(協力企業従業員への保安教育)	—	○	第10章 <記録及び報告>			第26条 記録	○	○	(報告)	—	○	第11章 <使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項>			第27条 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項	○	○	<附則>																																																																										
保安規定目次	設計及び工事段階	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	加工施設の使用を開始する前まで																																																																																																																																																																																																																																																													
第9章 緊急時の措置																																																																																																																																																																																																																																																																
原子力防災組織			○																																																																																																																																																																																																																																																													
原子力防災組織の要員			○																																																																																																																																																																																																																																																													
緊急作業従事者の選定			○																																																																																																																																																																																																																																																													
原子力防災資機材等の整備			○																																																																																																																																																																																																																																																													
通報経路			○																																																																																																																																																																																																																																																													
緊急時演習			○																																																																																																																																																																																																																																																													
通報			○																																																																																																																																																																																																																																																													
緊急時体制の発令			○																																																																																																																																																																																																																																																													
応急措置			○																																																																																																																																																																																																																																																													
緊急における活動			○																																																																																																																																																																																																																																																													
緊急作業従事者の線量管理等			○																																																																																																																																																																																																																																																													
緊急時体制の解除			○																																																																																																																																																																																																																																																													
第10章 保安教育																																																																																																																																																																																																																																																																
社員等への保安教育	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																													
請負事業者等への保安教育		○	○																																																																																																																																																																																																																																																													
第11章 記録及び報告																																																																																																																																																																																																																																																																
記録	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																													
報告		○	○																																																																																																																																																																																																																																																													
第12章 加工施設の使用を開始する前までに定める事項																																																																																																																																																																																																																																																																
第29条 加工施設の使用を開始する前までに定める事項	○	○																																																																																																																																																																																																																																																														
保安規定目次	設計及び工事段階	金属キャスクを搬入する前まで																																																																																																																																																																																																																																																														
第8章 <緊急時の措置>																																																																																																																																																																																																																																																																
第1節 緊急時の措置																																																																																																																																																																																																																																																																
(原子力防災組織)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(原子力防災組織の要員)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(緊急作業従事者の選定)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(原子力防災資機材等)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(通報経路)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(緊急時演習)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(通報)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(原子力防災態勢の発令)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(応急措置)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(緊急における活動)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(緊急作業従事者の線量管理等)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(原子力防災態勢の解除)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
第2節 異常時の措置																																																																																																																																																																																																																																																																
(異常時の基本的な対応)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(地震・火災等発生時の対応)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(電源機能喪失時の対応)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(異常時の措置)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(異常収束後の措置)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
第9章 <保安教育>																																																																																																																																																																																																																																																																
第25条 センター員への保安教育	○	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(協力企業従業員への保安教育)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
第10章 <記録及び報告>																																																																																																																																																																																																																																																																
第26条 記録	○	○																																																																																																																																																																																																																																																														
(報告)	—	○																																																																																																																																																																																																																																																														
第11章 <使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項>																																																																																																																																																																																																																																																																
第27条 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項	○	○																																																																																																																																																																																																																																																														
<附則>																																																																																																																																																																																																																																																																